

令和5年度第3回袖ヶ浦市文化財審議会

1 開催日 令和5年11月9日（水） 13:23～16:30

2 開催場所 袖ヶ浦市郷土博物館研修室、鮑富神社東照宮

3 出席委員

会 長	山田 常雄	委 員	濱名 徳順
副会長	成田 篤彦	委 員	實形 裕介
委 員	高橋 克	委 員	野尻 孝明
委 員	笹生 衛		

（欠席委員）

なし

4 出席職員

教育長	御園 朋夫	副主査	石井 祐樹
生涯学習課長	島田 宏之	学芸員	鎌田 望里
主 幹	能城 秀喜	学芸員	助川 諒
班 長	田中 大介		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人
傍聴人数	0 人

6 議題

- （1）指定文化財候補について（永吉台遺跡群出土の文字資料及び仏教関連資料）
- （2）市指定文化財旧進藤家住宅の修理計画について
- （3）市指定文化財鮑富神社東照宮の修理について

(4) その他

7 報告

- (1) 国史跡山野貝塚の追加指定について
- (2) 史跡山野貝塚整備基本計画の策定について
- (3) 飽富神社唯一社頭年中行事帳の指定について
- (4) 県指定文化財絹本著色両界曼荼羅図の現状確認結果について
- (5) その他

8 議事等

議題（１）指定文化財候補について（永吉台遺跡群出土の文字資料及び仏教関連資料）

事務局：資料に沿って説明

笹生委員：この指定をどのような基準で、どこに価値をおいて行うのが重要である。永吉台遺跡群の学史的な意義としては、国分寺などの初期寺院以外において、集落的な小規模な遺跡の中で寺院的な遺構があることが判明したところであろう。それ以降、「村落内寺院」という言葉がよいかはわからないが、墨書土器などの検討により地域における仏教信仰の広まりに対する議論が広まってきた。全国的に見てもそのような議論が広まったきっかけとなる遺跡であったというところに主眼を置くと、仏教との関係を示すものとして、文字資料を中心に仏具を選別する方向でもよいのではないか。明らかに「仏」や「寺」と書かれた文字資料を中心に、瓦鉢、瓦塔、香炉、薬壺など関連する資料を入れてもよい。別冊２頁のレンガ状土製品はおそらく温石だと思われる。寺の遺跡から出土することがあり、治療具として使われることがある。別冊８頁のレンガ状土製品はよくわからない。千葉県でも香取市の吉原三王遺跡出土の墨書土器資料群が県指定有形文化財に指定されているので、そういう意味でも永吉台遺跡群出土の文字資料に加えて、学史的意義も踏まえて明らかに仏教に関わる資料でまずはまとめるのがよいのではないか。なお、仏教祭祀という文言は仏教儀礼の方が適している。また、土馬が仏教に関わるのかは難しいところである。耳皿と置きカマドをどのように位置づけるのか。耳皿は儀礼用の供膳具の箸置き、置きカマドはポータブルな煮炊具であり儀礼的な要素があるかもしれない

が、そこまで言ってもよいのか。硯、水滴、浄瓶は文字資料として入れてしまってもよいと思われる。そのあたりを検討してもらえればと思う。

山田会長：「村落内寺院」という言葉を使っていたが。

笹生委員：どのように評価するかには議論がある。小規模寺院で山寺的な要素も持っていると思われる。川原井の東郷台遺跡や市原市上高根の萩ノ原遺跡も同様であり、これらは群境の山の中に集中する傾向にある。これらの議論が始まった遺跡としての評価でもよいかもしれない。

山田会長：基本的には文字資料があつて、仏教関係の資料が入る形でよいのか。温石とは何か。

笹生委員：いわゆるカイロである。

山田会長：レンガ状土製品が2箇所に分かれて掲載されているが、同じものなのか。

笹生委員：違う。別冊2頁№22のものが土製品ではなく石製品だと思われる。角が面取りしてあり石材は蛇紋岩かもしれない。上総国分寺では蛇紋岩製のものが出土している。

山田会長：別冊8頁№156のレンガ状土製品は何か。

笹生委員：わからない。別冊2頁№22のものとは明らかに種類が異なる。別冊1頁№52の片口鉢には「酒式升半浄浄稻五千」と書かれているが、県内の長文の墨書土器のはしりとなった資料である。10世紀前半の資料である。

山田会長：別冊2頁№95の陶印には何という文字が書かれているか。

笹生委員：わからない。私印だと思われるが、どこまで文字を意識して書いているのかわからない。つまみがあればもう少し見栄えがする資料である。

濱名委員：仏教関係資料ということだが、この時期の儀礼には仏教のみならず、神祇信仰的なものや道教的なものなどと融合していると考えられる。そういう意味では仏教という言葉に絞ってしまうのはどうかと思う。

笹生委員：宗教関係資料などがよいか。

濱名委員：そうすると土馬なども含めてもよく、この時代の儀礼を正確に伝えることができるのではないか。

山田会長：文字資料として、実形委員から意見はあるか。

実形委員：近世の文献をやっているものとして、墨書土器の大部分は一文字で意味不明のことが多いが、別冊1頁№52のように言葉になっているものがある。別冊1頁

№37 に刻まれた文字は「春夏冬」で「秋」がない。近世の人の読み方では、春夏秋冬ではなく、あきがないから「商い」となる。古代の人が言葉遊びをしていたかわからないが、近世であればこのような読み方をする。春夏冬以外にも文字が刻まれており、何が刻まれているかわからないが、言葉遊びをしていたら面白い。

笹生委員：この資料は紡錘車で、糸をつむぐためにぐるぐる回すので、表面に刻まれた文字は何か効果があるのかもしれない。

實形委員：記号的に書いているものがある中で、この資料は文字を意識して書いていると思われるため面白いと感じた。思想や文化が痕跡として文字資料が残されているので、これらがたくさん残されていることに価値がある。どのような意味を持たせるのが難しいところである。

笹生委員：8世紀から10世紀前半の文字資料群ということで一つはまとめて、その他宗教関係資料としてまとめるとかなり救えるのではないか。それと遺跡の学史的な意義づけをするのがよいのではないか。

事務局：一覧表で遺存率を掲載しているが、今回対象とする資料として大小関係なく抽出してもよいのか。

笹生委員：文字がある程度読める資料を抽出していけばよいのではないか。

事務局：判読不能な資料もあるが、読めるものを中心によいか。

笹生委員：それでよい。可能であれば土器型式から年代が分かるもので文字が分かるものという2つが揃った資料で線を引くことも一つの手である。例えば、別冊4頁№189にある「土家」と書かれた破片については文字が読めるから対象としてよいのではないか。「土家」と「山寺」と書かれた文字が多い。「土」が「土」になっているものもあるが、この時代の「土」は点が書かれたものが正字なので、おそらく「土」のバリエーションであろう。別冊4頁173や220、233は、かつては一文字と考えられていたものであるが、類例を分析していくと二文字で、現在は「万徳」という読み方が定着しつつあると思われる。

山田会長：意味は。

笹生委員：いっぱい得られるという吉祥句ではないか。別冊1頁№97、別冊4頁266は篆書体、則天文字のような書き方である。経典でもこのような崩しを使う場合があると思われるので、経典を見ていたのではないかという気がしている。硯も

出土しているので、ぜひ入れてほしい。

山田会長：風字硯か。

笹生委員：そうである。海と陸と分けている形である。

山田会長：それでは宗教関連資料ということで抽出してもらえればと思う。判断がつかない資料については次回の会議で確認してもらうようにしてもらえばよいのではないか。事務局でもう少し資料をピックアップしてほしい。陶印は判読できないが入れた方がよいのか。

笹生委員：文字資料として入れた方がよい。

山田会長：野尻委員、遺跡からは掘立柱建物も出ているが、何かあるか。

野尻委員：配置図と遺物リストをみると130棟以上もの建物がある。

笹生委員：遠寺原地区では、掘立柱建物だけではなく、四面庇付の建物は坪事業をしている。まず掘立で建てた後に柱を取って、掘方のところだけ版築し、最後は礎石立ちにしている。また、平瓦の他、門をとめるようなコの字状の鉄製品が出ている。おそらく扉があったと思われる。

野尻委員：遺物の出土位置に特徴はあるのか。

笹生委員：報告書作成時に分析をしたが、傾向は出なかった記憶がある。しかし、遺跡東端で燈明皿がまとまって出土した箇所があるので、それについても検討してもらいたい。

議題（２）市指定文化財旧進藤家住宅の修理計画について

事務局：資料に沿って説明

郷土博物館：資料に沿って説明

野尻委員：茅葺であるから屋根は傷んでくる。大体6、7年くらいで差し茅が必要となる。

まだ、屋根についてはこのままでもよいと思われる。板はどうしても反ってくる。新しくしてもまた反ってくる。和釘は断面が細長い四角錐なので抜けやすい。所有者で修理する場合、木ネジよりは和釘がよいが、同じ穴に和釘を打ち込む場合は、今の穴より少し離れたところに入れるか、同じ穴を使う場合は、先を尖らした割りばしのようなものを切って入れてから和釘を入れるなどの工夫が必要である。

山田会長：せがいはどうか。外すわけにはいけないと思われるが。

野尻委員：せがいの鉄板補強がいつ頃設置されたものかということと、下からの形状は分かるが、上の方がどうなっているのかが分からない。その内容によって、しばらく様子を見るか、今のうちに追加の手を打っておいた方がよいのか判断することになる。鉄板の止め方がいつの工事でどのように行われたかということ調べる必要がある。目視で傾きや隙間の開きが明らかに進行してきているということはあるのか。

郷土博物館：傾きについては、以前はなかったように記憶している。

野尻委員：進行しているということだと心配である。格好悪いことを我慢すれば差しあたって支柱を付けておくことが一番安全である。鉄板のところに支柱を立てれば木材を傷めない。

山田会長：一般の方が見学するところなので、そこへ支柱を立てられるだろうか。見た目がよくなく、見学の支障になる可能性もある。

野尻委員：上からの補強を行う場合は、次に屋根を触る機会がよいのではないか。狭いところなので内部から入っていけるのか。

山田会長：素人にはできない修理か。

野尻委員：素人にはできない。

山田会長：資料 12 頁の箇所についてはしばらく様子を見るということになるか。板のそりへの対応はどのようにすればよいのか。外して入れ直すなどの対応か。

野尻委員：板はどうしても反ってくるので、釘をとめなおす対応である。どうしても反り過ぎてしまった箇所については材料を取り換えることで対応する。移築しているのでおそらく当初材は多くないと思われる。17 頁の雨戸の割れも素人では修理が難しいが、どこまで気にするかである。

山田会長：雨戸の板は何で割れたのか。

郷土博物館：反った状態で戸袋にしまったときに接触して割れてしまった。

山田会長：雨は入ってしまうのか。

郷土博物館：入ってしまう。替える場合は、板一枚を取り外して、その部分を補修するというのでよいか。

野尻委員：横方向に栈があるので、その部分で切って、上の部分を足して貼りなおすということであれば、器用な人がいればできるのではないか。資料 18 頁の引戸板材については、板を張り替えてもよいのではないか。22 頁のシロアリは気にな

る。現在シロアリが日本列島を北上している。

山田会長：屋根の破損の原因は何か。

野尻委員：風で何かが当たったのではないかな。

山田会長：シロアリは防虫処理をしてもらうしかないのかな。

野尻委員：シロアリについては、他にも見つかるかどうかとその対策も含めて、一度専門業者に見てもらった方がよい。全体的に、シロアリとせがいの鉄板のところが一番気になる。資料 13 頁のせがいについては一気に崩れるということはないと思われるが、進行していく恐れはある。

山田会長：せがいの部分は下りてきて隙間が空いているのかな。

郷土博物館：そうである。

野尻委員：資料 21 頁の障子は閉まらないのかな。

郷土博物館：閉まりづらい状態である。先日確認した際は、引っかかったが閉まった。

山田会長：21 頁の障子は全部閉まりづらいのかな。

郷土博物館：一枚だけである。

山田会長：季節によって伸び縮みして閉まりづらくなることもあると思われる。閉まりづらいところを削ってもらえばよいのではないかな。

野尻委員：下の部分が摩耗してきて滑りづらくなっているところもあるかもしれない。屋根から全体が下がってきているとは考えづらい。

郷土博物館：板の反りについて、釘で止めるというお話があったが、元々釘で止めておらず落とし戸のようにになっているものも釘で止めてしまってよいのかな。資料 15 頁の下の部分で、ひっかける部分がひっかからなくなってしまった。横の板には釘は打っていない。

野尻委員：見えない部分で釘を打って、上の板を接着剤で止めてしまうことはできないかな。

やむを得ず打つこともあるが、見栄え上打たなくてもよければ打たない方がよい。

郷土博物館：無理に釘を打ってしまうと他の部分が割れてしまう恐れはないかな。

野尻委員：そのような場合は、反っている部分を戻す際に、内側に鋸目を入れると戻しやすくなる。

山田会長：事務局と相談の上、野尻委員に現地指導を受けてもよいのではないかな。

議題（４）その他 令和５年度文化財審議会日程の変更について

事務局：資料に沿って説明

高橋委員：２月８日は他の会議と重なっているため出席できない。

事務局：再度日程を検討させていただく。

報告（１）国史跡山野貝塚の追加指定について

事務局：資料に沿って説明

質疑なし

報告（２）史跡山野貝塚整備基本計画の策定について

事務局：資料に沿って説明

質疑なし

報告（３）飽富神社唯一社頭年中行事帳の指定について

事務局：資料に沿って説明

質疑なし

報告（４）県指定文化財絹本着色両界曼荼羅図の現状確認結果について

事務局：資料に沿って説明 郷土博物館：資料に沿って説明

高橋委員：今回の調査以前にも調査を行っており、その際はそのまま保存する方向で進めていた。今回改めて確認し、八双のところがボロボロであり、修復しなければならぬということを実感した。

山田会長：現状で保存しておくということか。

郷土博物館：いずれは調査をしていきたいと考えている。

高橋委員：延命寺は返してもらっても吊るすところはないと言っていた。

濱名委員：おそらく関東でもこれだけの規模の本格的なものはない。この規模のものは高野山などに行かないとない。状態さえよければ重要文化財クラスである。関東では他には見当たらない規模のものなので、袖ヶ浦市にとっても重要な文化財である。

山田会長：大きさはどの程度のものなのか。

濱名委員：関東ではこのような規模のものはない。そもそもこの規模のものをかけるお堂がない。そのようなものがなぜこの地域にあったのかということを含めて、非常に大きな問題である。絵の作風については、鎌倉の様式、いわゆる宅磨派の絵画であろうと言われている。鎌倉の宅磨派が描いた絵画の中でもこの規模のものは他にはないと思われる。金沢称名寺にもこの規模のものはない。そういう意味で非常に貴重なものである。クラウドファンディングを含めて何とかならないかというのが正直な気持ちである。袖ヶ浦市の仏教関係の美術品の中でも他とは比較にならないレベルである。後々展示ができるくらいまでのことを考えて修理するとなると数千万円はかかるものと思われる。この数千万円の金額は、この文化財に対してはそれほど大きな額とは私は思わない。この資料にはそれだけの価値があると考えられる。絵の技術は国レベルであるが、状態が悪い。千葉県内の仏教美術品の中でもトップと評価してもよい。何とかするために、うまく世論を盛り上げるしかないと思われる。良い写真を撮影するなど、市民、県民に目で見えて重要なことが分かるような状況にしていきながら、全体が修理に向っていく機運を高めていく必要がある。

野尻委員：調査だけでも早く行った方がよいのではないか。

濱名委員：東京大学の先生が、調査については、東京大学の費用で行うことが可能と言っていた。まずは正確な調査を行い、きちんとした写真を撮影し、それを活用していく流れがよい。

山田会長：写真を撮影することも難しい、上から撮影しなければならない。

濱名委員：足場を上を渡して撮影しなければならない。

山田会長：国立歴史民俗博物館では写真撮影できる。国立歴史民俗博物館に聞いてみるのもよい。

濱名委員：市に進めていく気概があるならば、国立歴史民俗博物館では対応してくれないことはない。

笹生委員：国立歴史民俗博物館に話をもっていけば大丈夫だと思われる。

濱名委員：この資料にはそれくらい価値がある。絵画は中世に大きく展開していくが、京都に中心があり、もう一つ鎌倉に中心がある。宅磨派という絵師の集団が中国の新しい様式を導入して新しい絵画の展開がみられる。この宅磨派の中世最大の作品になるのではないか。学術的にも絵画史的にも重要である。

山田会長：その都度開いては劣化が進んでしまうので、写真を撮影する必要がある。
事務局で検討してもらいたい。

議題（３）市指定文化財飽富神社東照宮の修理について

※郷土博物館研修室での議題、報告終了後、飽富神社東照宮に移動し、現地にて修理状況を確認しながら実施。修理内容については、修理を担当した岩瀬建築有限会社の岡本氏から報告してもらった。

事務局：資料に沿って説明

岩瀬建築：修理内容の詳細について説明

野尻委員：本来このような修理においては、設計・監理があるのが一般的だが、今回は設計施工で監理がなかった。しかしながら修理時の判断は的確であったと考えられる。これまでの部材を多く活用しながらも、状況に合わせた修理となっており、例えば、銅板については、見かけはこれまでとは変わらないが、見えないところで補強をし、災害への対策をしている。また、施工としては十分な内容の報告がされており、丁寧な仕事であったと評価できる。報告については、永く保管するのか。

事務局：今回いただいた報告書を永年文書として供覧している。

以上

令和5年度 第3回袖ヶ浦市文化財審議会資料

目 次

袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例（抜粋）	P 1
第24期袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿	P 3

議題

- (1) 指定文化財候補について（永吉台遺跡群出土の文字資料及び仏教関連資料） P 5
- (2) 市指定文化財旧進藤家住宅の修理計画について P 7
- (3) 市指定文化財飽富神社東照宮の修理について P 23

報 告

- (1) 国史跡山野貝塚の追加指定について P 31
- (2) 史跡山野貝塚整備基本計画の策定について P 35
- (3) 飽富神社唯一社頭年中行事帳の指定について P 37
- (4) 県指定文化財絹本著色両界曼荼羅図の現状確認結果について P 39

別冊資料

- 議題（1）指定文化財候補について
（永吉台遺跡群出土の文字資料及び仏教関連資料）

根拠法令

○袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例（抄）

第4章 市文化財審議会

第24条 文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し及びこれらに必要な調査研究を行うため袖ヶ浦市文化財審議会を置く。

第25条 審議会は、非常勤の委員7名で組織し、文化財に関する学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

第26条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第27条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

2 任期

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち重要なものを袖ヶ浦市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者、保持者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により指定をするときは、教育委員会はあらかじめ第24条の規定により設置する袖ヶ浦市文化財審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該文化財の所有者等に通知して行う。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定により指定をしたときは、教育委員会は、当該指定文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

第25期 袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿

氏 名	担当分野	備考
さそう まもる 笹生 衛	有 形 記念物	再 任 6期目
じつかた ゆうすけ 實形 裕介	有 形	初 任
たかはし まさる 高橋 克	民 俗	再 任 9期目
なりた あつひこ 成田 篤彦 (副会長)	記念物	再 任 9期目
のじり たかあき 野尻 孝明	有 形	初 任
はまな とくじゅん 濱名 徳順	有 形	再 任 2期目
やまだ つねお 山田 常雄 (会 長)	有 形 記念物	再 任 21期目

任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

議題（１） 指定文化財候補について

（永吉台遺跡群出土の文字資料及び仏教関連資料）

令和４年６月２日に開催した令和４年度第１回文化財審議会において、指定文化財候補「永吉台遺跡群出土『陶印』」として提案しご審議をいただいたところ、「永吉台遺跡群出土の文字資料と仏教関係資料の明確な事例をピックアップして指定するという方法が良い」とのご意見をいただきました。

つきましては、別冊資料のとおり「永吉台遺跡群出土の文字資料及び仏教関連資料」として指定候補資料を抽出しましたので、その内容について委員に意見を求めるものです。

候補資料の抽出について

抽出した候補資料については、全資料を一覧表にまとめ、代表的な資料を図として掲載しました。抽出した資料は下記の通りです。

- ・文字資料

墨書土器、朱書土器、ヘラ書土器、ヘラ記号土器

- ・識字層に関連する資料

硯、平瓶（水滴）、帯飾具

- ・仏教関連資料

灯明皿、鉢（瓦鉢等）、壺、瓦塔、香炉蓋、瓦、レンガ状土製品

- ・仏教祭祀的な意味合いを持つ資料

置きカマド、土馬、耳皿

また、一覧表については、出土遺構等ごとにまとめ、遺構の時期が分かるものについては、時期を入れましたが、遺物の時期と整合していないものもあると思われます。

遺跡群の概要（令和４年度第１回文化財審議会資料を抜粋して再掲）

永吉台遺跡群は、永吉地区の東京ドイツ村に所在する、奈良・平安時代を主体とする遺跡群である。遺跡群は、小櫃川支流の松川中流域左岸の台地上に位置し、松川の支流によって開析され北側に張り出す、標高 63～75m の 2 つの舌状台地上に立地することになり、東側の台地が遠寺原地区、西側の台地が西寺原地区と区分される。発掘調査は 1982～1984 年にかけて（財）君津郡市文化財センターによって実施され、1985 年に発掘調査報告書が刊行された。

遠寺原地区は、8 世紀後半から 10 世紀前半にかけての集落と寺院に関する遺跡で、8 世紀末頃に四面廂付掘立柱建物を中心とした寺院が成立する。

西寺原地区は、9～10 世紀にかけて営まれた集落跡であるとともに、土器生産

を行っていた遺跡である。

両地区からは、「寺」「佛」など仏教に関係する文字が書かれた墨書土器が多数出土するほか、遠寺原地区からは、灰釉陶器の薬壺・水瓶や香炉蓋、瓦塔・瓦堂などの仏教に関わる遺物が出土している。これらの遺物と前述した四面廂付建物を中心とする寺院跡が検出された永吉台遺跡群は、8世紀後半に盛行する、集落内に形成される「村落内寺院」研究の先駆けになった遺跡としても注目される。

また、永吉台遺跡群の周辺には川原井地区の東郷台遺跡や寺野台遺跡、市原市萩ノ原遺跡など、平安時代の仏教に関わる遺跡が集中している。

引用・参考文献

(財) 君津郡市文化財センター1985『永吉台遺跡群』

袖ヶ浦市史編さん委員会 1999『袖ヶ浦市史資料編 1 原始・古代・中世』

議題（２）市指定文化財旧進藤家住宅の修理計画について

令和５年度第１回文化財審議会において、市指定文化財旧進藤家住宅の現状を確認していただきました。

文化財の概要とこれまでの修理経過を別添のとおりまとめましたが、各種修理後、現在、板材等に劣化が認められるようになりました。

つきましては、今後の修理について委員に意見を求めるものです。

市指定文化財旧進藤家住宅の現状について

1. 旧進藤家住宅の概要

(1) 建築年代 弘化4(1847)年～嘉永3(1850)年

※『家普請木口金之控帳』より
いえふしんこぐちかねのひかえちよう

(2) 構造 木造茅葺寄棟造り

(3) 間口 梁行10軒(18.5m) 桁行5間(9.5m)

(4) 主屋面積 175㎡

(5) 特徴 当地方の一般的な4つの部屋で構成される四ツ間型の家屋より2部屋多い、六ツ間型の豪勢な邸宅となっている。進藤家は15代の甚兵衛が御地方役見習いとなった際に六ツ間型に建て替えたと考えられている。

(6) 管理状況

①平成元年 袖ヶ浦市指定文化財に指定される

②平成2～3年 現在の場所へ移築される。

③平成29～30年度 旧進藤家茅葺屋根等改修工事

i 改修工事期間 平成29年9月1日～平成30年8月31日

ii 改修内容

ア. 屋根葺替工事

- ・移築時の形状のように葺きなおす（ヤマガヤ）
- ・下地の竹材などは、再利用する
- ・軒部分は、“シマガヤ”を保存し、破損した箇所を“シマガヤ”を差し茅
- ・棟飾り・下地を整え、棟瓦を葺きなおす

イ. 木工事

- ・庇補修（ショイン）
- ・敷居補強（ナカノマーオクザシキ）
- ・土台補修（カッテ）
- ・かまち 框補修（式台・湯殿）
- ・雨戸板補修

ウ. 左官工事

- ・屋根漆喰
- ・内部外部漆喰壁補修
- ・ショイン青漆喰壁補修
- ・ナカノマ赤壁土補修
- ・砂壁補修
- ・犬走り割れ補修

エ. 雑工事

- ・避雷針撤去・復旧
- ・畳取り換え
- ・雨落ち砂利水洗い

オ. 門・板塀補修

- ・門・板塀の腐食している部分を撤去して補修
- ・茅葺屋根の葺替
- ・屋根漆喰の補修
- ・壁漆喰の補修
- ・天井・床・土台の割れ、腐食の修理
- ・建物廻りの縁の補修

- iii 委託業者 改修工事施行 株式会社越乃かやぶき
監理業務 株式会社文化財工学研究所

iv 経費

年度／内容	保存修理工事	監理業務委託	合 計
29年度	38,363千円	1,502千円	39,865千円
30年度	16,441千円	1,101千円	17,542千円
合 計	54,804千円	2,603千円	57,407千円

④令和元年台風15号の影響による修繕

- i 修繕期間 令和元年11月23日～令和2年3月19日

ii 修繕内容

- ア. 外塀倒壊（約15m）
- イ. 外内壁漆喰剥落
- ウ. 茅葺屋根破損（約1.5㎡）
- エ. 建具破損

- iii 委託業者 株式会社越乃かやぶき

- iv 経費 3,905千円

(7) 施設の活用状況

①施設見学

②小学生体験学習

- ③盆栽展・雛人形・五月人形等の展示を始め、民家の和空間を利用した催し等

(8) 新たに生じた破損状況

- ①改修工事から5年が経過し、板材等に劣化が認められるようになった。

- ア. 南（側）面 板材の反り
- イ. 南（側）面礎石上の土台材の組み合わせズレ
- ウ. 南屋根の船桡（せがい）の割れ（鉄板固定）
- エ. 南東隅（軒）の割れ
- オ. 東（裏）面 カッテ板材の反り
- カ. 東（裏）面 ナカノマ戸袋板材の反り
- キ. 東（裏）面 ナカノマ雨戸欠損、板材の反り（反りにより戸袋に接触し、破損する。）
- ク. 東（裏）面 ユドノ引戸板材の反り（一部木ねじで補修）、板材下端部腐食

- ケ. 北（側）面 ショイン 躑（にじ）り口雨戸板材の反り（一部木ねじで補修）
 - コ. 北西側 茅葺屋根の欠損
 - サ. 西（正）面 ナカンクチ雨戸破損、板材の浮き
 - シ. 南西隅 茅葺屋根の陥没（令和元年台風被害修理場所）
 - ス. ナカンクチ 障子が閉まらない
 - セ. オク 北側雨戸・障子戸袋内シロアリ被害
- ②アライグマ・ハクビシン等小動物の被害（ひっかき傷）



ア. 南（側）面 板材の反り



イ. 南（側）面礎石上の土台材の組み合わせズレ・割れ



ウー 1. 南屋根の船桧（せがい）の割れ（鉄板固定）



ウー 2. 南屋根の船桧（せがい）の割れ（鉄板固定）



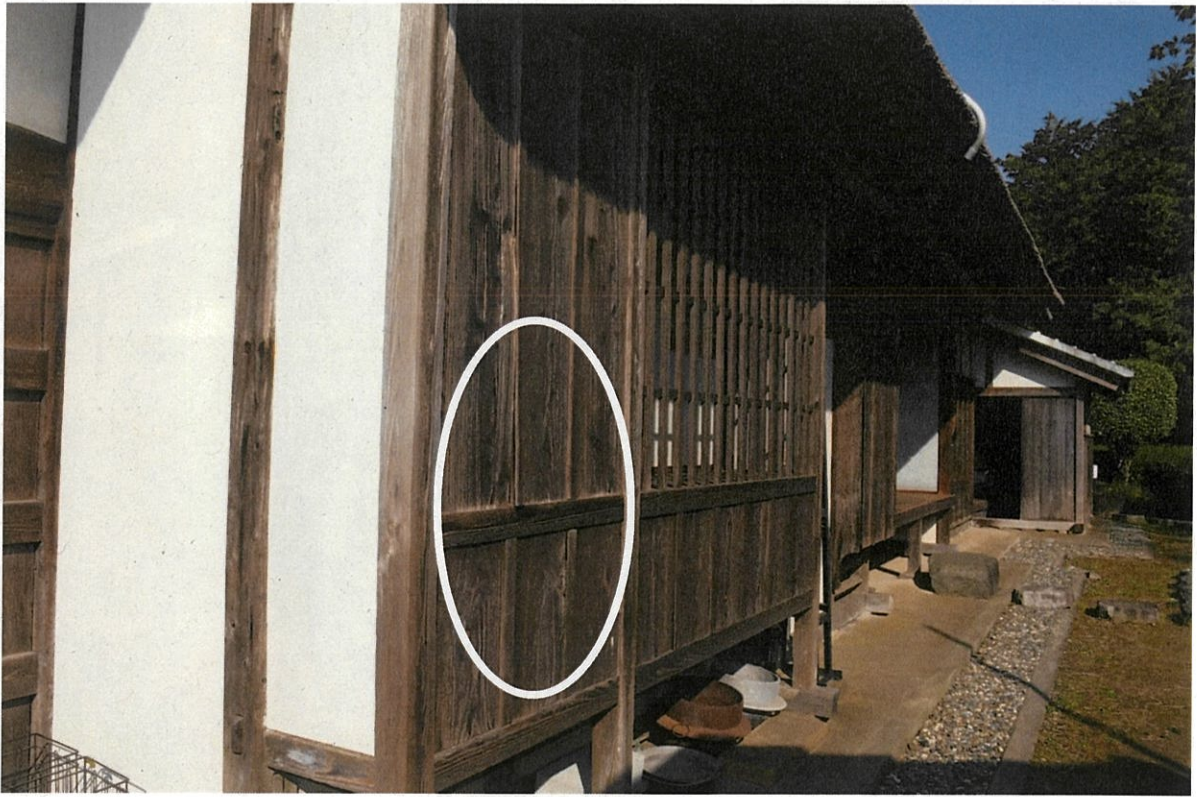
ウー 3. 南屋根の船柁（せがい）の割れ（鉄板固定）



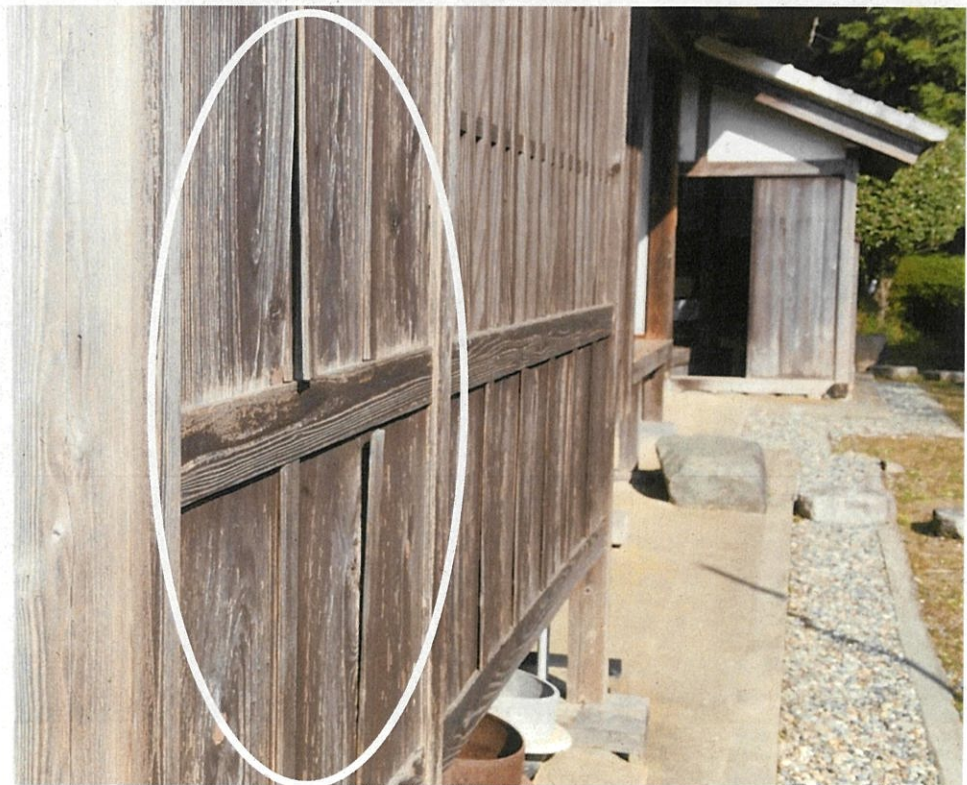
エー 1. 南東隅（軒）の割れ



エー 2. 南東隅（軒）の割れ



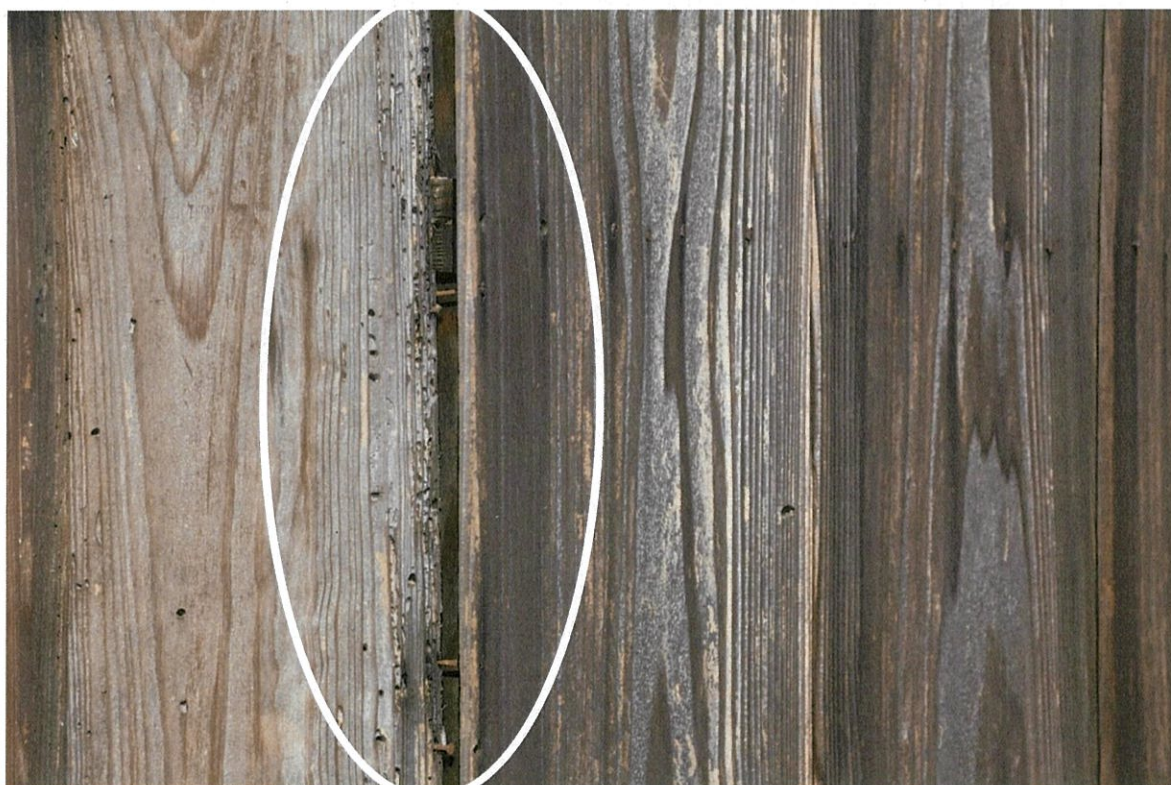
オー 1. 東（裏）面 ナンド板材の反り



オー 2. 東（裏）面 ナンド板材の反り



カー1. 東（裏）面 ナカノマ戸袋板材の反り



カー2. 東（裏）面 ナカノマ戸袋板材の反り



キー１．東（裏）面 ナカノマ雨戸欠損、板材の反り（反りにより戸袋に接触し、破損する。）



キー１．東（裏）面 ナカノマ雨戸欠損、板材の反り（反りにより戸袋に接触し、破損する。）



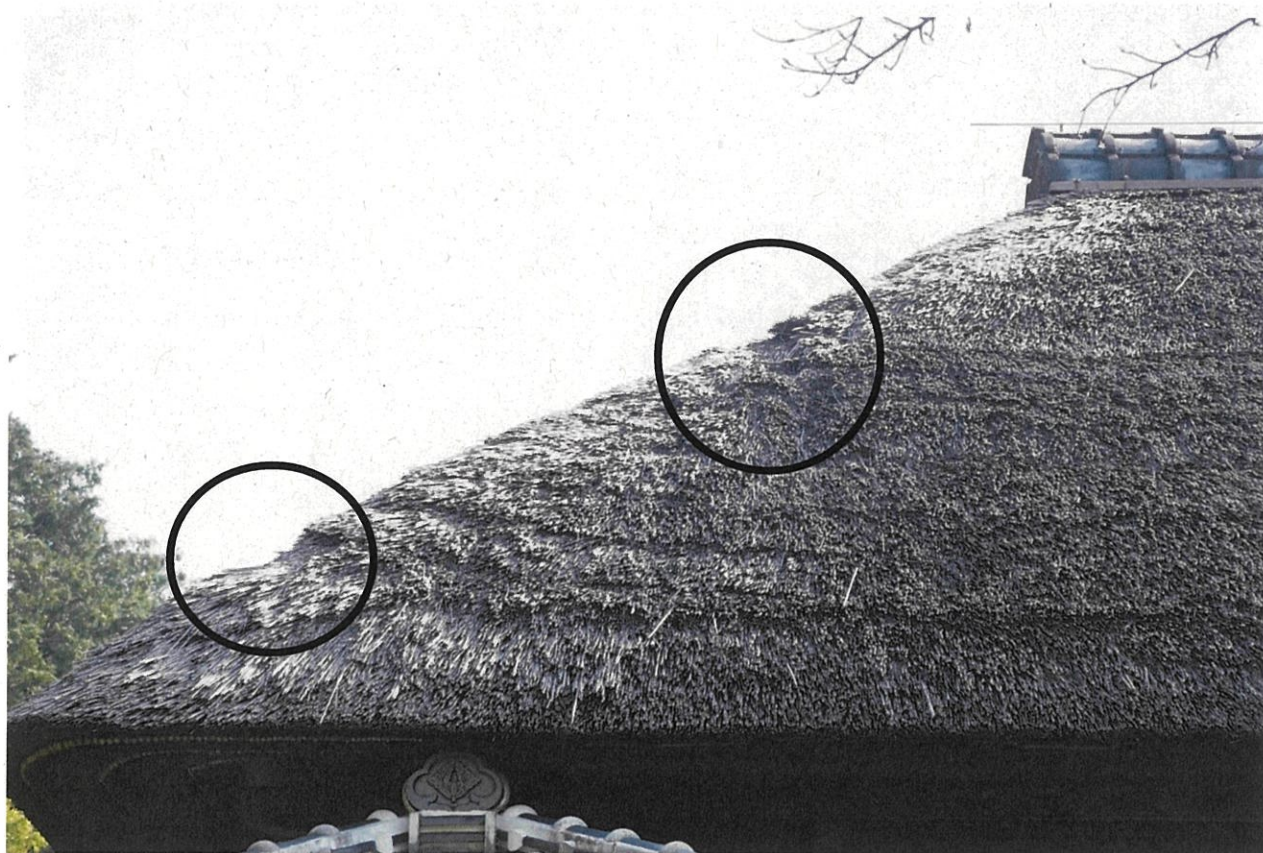
クー1. 東（裏）面 ユドノ引戸板材の反り（一部木ねじで補修）、板材下端部腐食



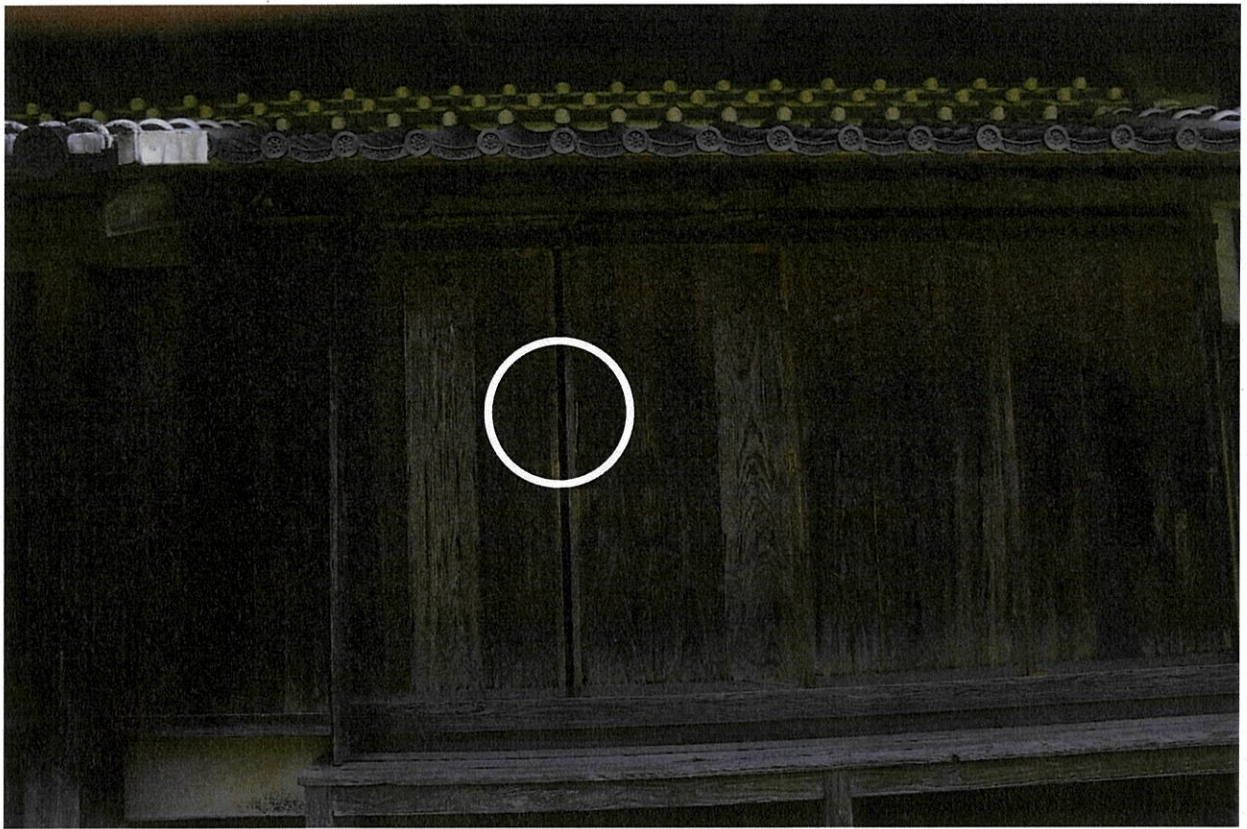
クー1. 東（裏）面 ユドノ引戸板材の反り（一部木ねじで補修）、板材下端部腐食



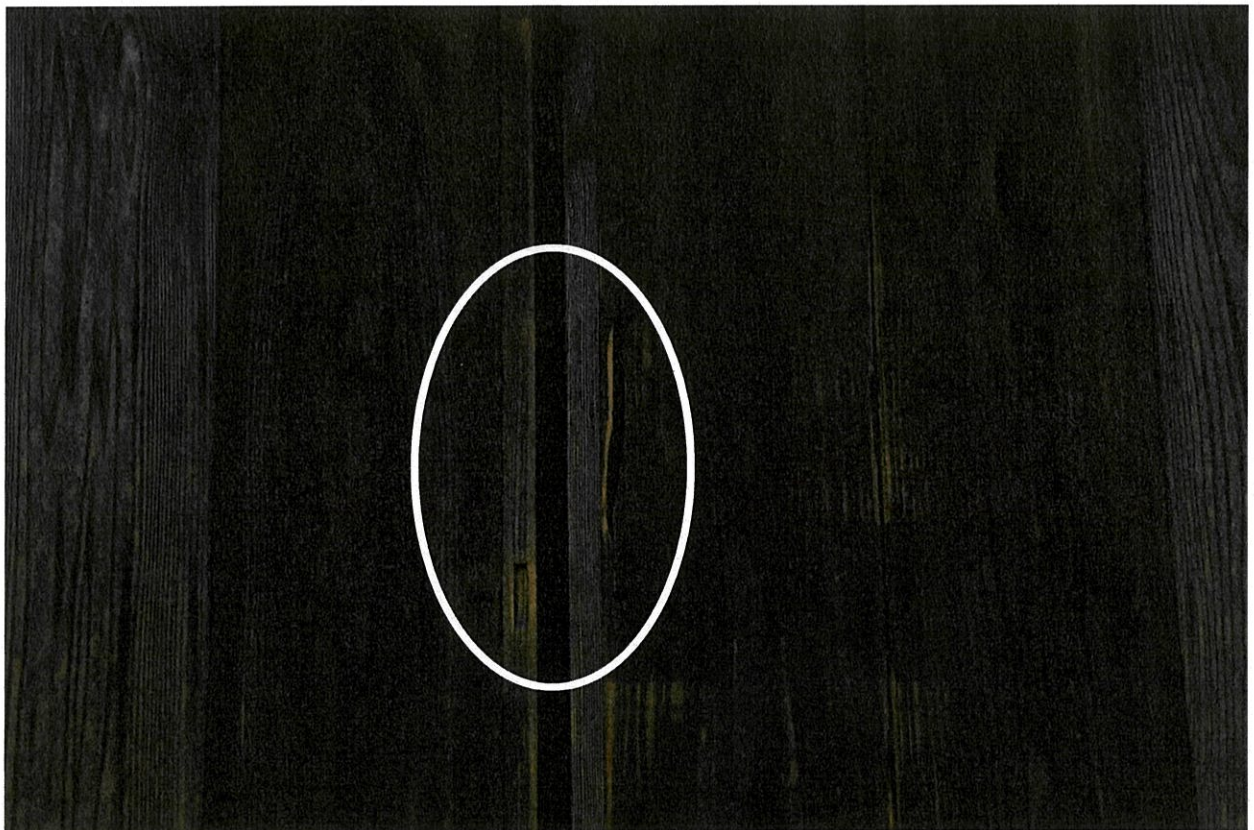
ケ. 北(側)面 ショイン、躰(にじ)り口雨戸板材の反り(一部木ねじで補修)



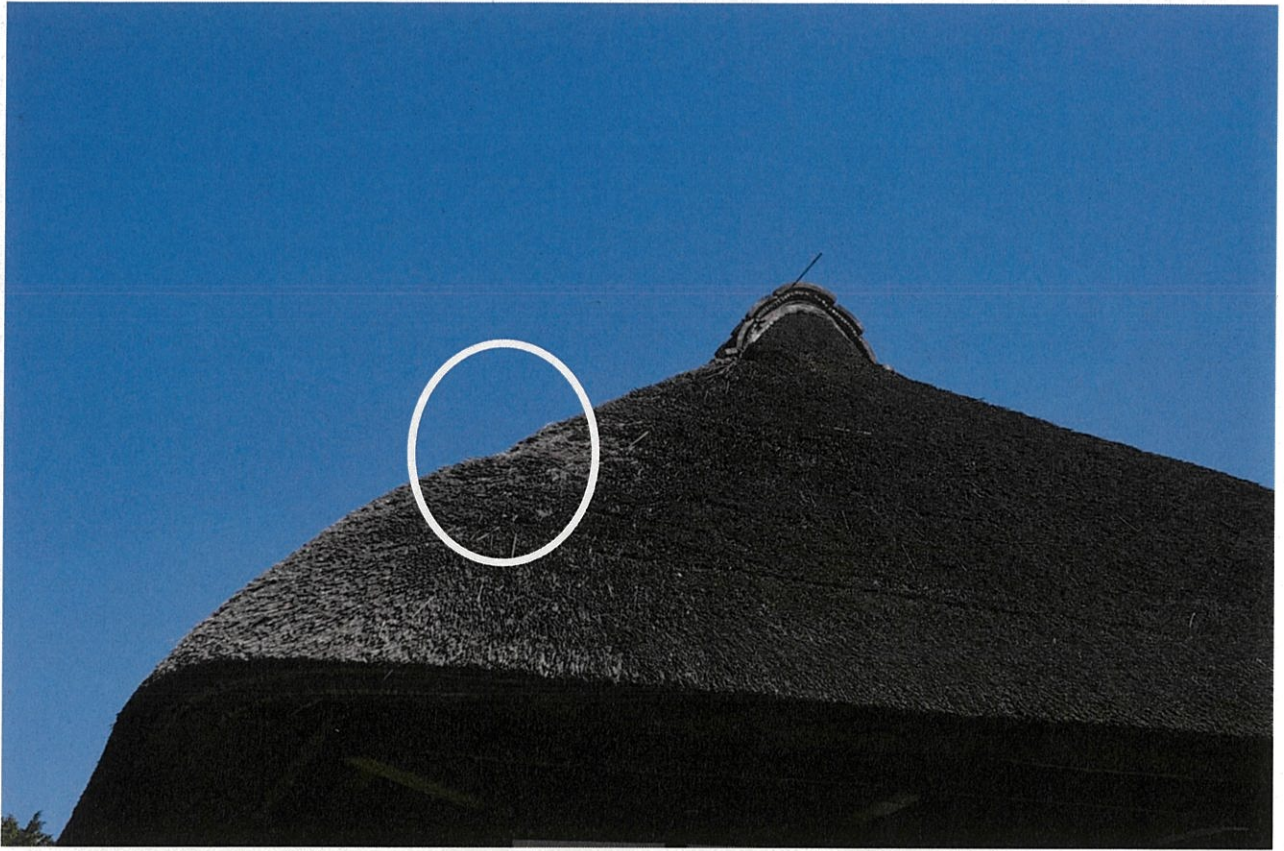
コ. 北西側 茅葺屋根の欠損



サー 1. 西（正）面 ナカンクチ雨戸破損、板材の浮き



サー 1. 西（正）面 ナカンクチ雨戸破損、板材の浮き



シ. 南西隅 茅葺屋根の陥没（令和元年台風被害修理場所）



ス. ナカンクチ 障子が閉まらない



セー 1. オク 北側雨戸・障子戸袋内シロアリ被害



セー 2. オク 北側雨戸・障子戸袋内シロアリ被害

議題（３）市指定文化財飽富神社東照宮の修理について

市指定文化財飽富神社東照宮の修理が終了しました。

つきましては、修理の内容について報告するとともに、工事中に判明した事項及び今回の工事で変更した事項等について委員に意見を求めるものです。

袖ヶ浦市指定有形文化財 飽富神社東照宮保存修理工事 工事完了報告書

令和5年10月27日

岩瀬建築有限会社

1. 建物概要

名 称 : 飽富神社東照宮 1 棟
文化財の指定 : 袖ヶ浦市指定有形文化財 (建造物) 昭和53年4月1日指定
所 在 地 : 袖ヶ浦市飯富 2863 番地
形 式 : 一間社流造 屋根銅板葺 四周腰組廻縁擬宝珠高欄付、五級木階浜縁付彫刻付羽目板
規模 (実測値) : 身舎桁行 5.56 尺 (1685mm) 梁間 4.08 尺 (1236mm)
底の出 4.04 尺 (1224mm) 縁の出 2.015 尺 (611mm)
丸桁の出 0.50 尺 (152mm) 軒の出【正面】2.76 尺 (836mm)【背面】2.72 尺 (824mm)
建立年代 : 元治元年 (1864 年) (指定説明より)
略 歴 : 東照宮は飽富神社境内の北東端にあり、元和8年 (1622) 4月に、旗本天野佐左衛門光得によって久能山から勧請された。現在の東照宮は元治元年 (1864) に、子孫の天野民七郎雄峯により再建された。(指定説明参照)

2. 破損状況

当該建物は、令和元年9月9日の台風15号の暴風によって境内樹木が倒れ、正面 (南側) の屋根、軒廻りに風倒木が接触した。幸いにも、建物の倒壊は免れたが、屋根、軒廻り、浜縁、犬走に被害が発生した。
屋根は、葺材の銅板ハゼが切れ、下地の野地板の一部に雨染みが見られ腐朽が生じていた。
軒廻りは、正面の飛檐垂木が全て落下し、打越垂木の大半が丸桁上で折損した。背面の軒廻りには大きな被害が見られなかったが、倒木の衝撃によって、一部の垂木の釘が切れ、ズレが生じていた。
浜縁は、土台の腐朽が発生していた。
犬走は、縁石の一部が外れ、コンクリートが割れていた。

3. 工事概要

工事名称 : 袖ヶ浦市指定有形文化財飽富神社東照宮保存修理工事
工 期 : 着手 令和5年5月11日 完了 同年10月26日

4. 工事の方針と主な内容 (実施)

上記の破損状況を受け、工事方針は「部分修理」と「屋根 (銅板) 葺替」とした。
屋根下地の半分程度を解体し、正面の軒廻り材の一部を解体し、部材を繕い、復旧した。
浜縁も部分的に解体し、土台を一部取り替え、復旧した。
屋根の銅板は、台風の破損と経年による腐食が見られるため、全面を葺き直した。
外れている縁石を据え直し、犬走コンクリート全面を更新した。
縁石のベースコンクリートが露わになっている箇所は、周囲に盛土をし、さらに雨落ち砂利を敷設した。

5. 工事中に判明した事項

1) 屋根葺材の銅板はそのほとんどが当初材であった。

銅板を解体したところ、銅板を固定する吊子は正面の一部を除き野地板へ打ち替えた痕跡が無かった。さらに、野地板、野垂木についても同様に和釘（角釘）の対応が1対1であった。吊子を留める釘も銅角釘を使用していた。以上のことより、既存の銅板は元治年次（当初）の葺材であると判断した。【写真1】

2) 小屋裏の母屋材は、元治年次以前の建物の材を転用していた。

小屋裏で野垂木を支持する母屋は、仕口痕、釘痕や風化摩耗の状態からみて、明らかに転用されたものであり、以前の建物の丸桁であることがわかった。その断面、口脇寸法は現東照宮と桁行柱間寸法が同寸あった。ただし、破風板の取付いた位置は現在より内側であった。今回は、すべての転用材を精査することは出来なかったが、これらは、東照宮の前身の部材であった可能性が高いと推測される。【写真2,3】

3) 浜縁板は昭和49年に置き換えられていた。

→浜縁板の裏側に昭和49年の墨書が見つかった。浜縁や現在の基礎も同時期に施工されたものと推測される。【写真4】



【写真1】野地板に残る吊子



【写真2】転用材の母屋



【写真3】転用材の母屋



【写真4】浜縁板の墨書

6. 今回の工事で変更した事項

1) 桔木の追加

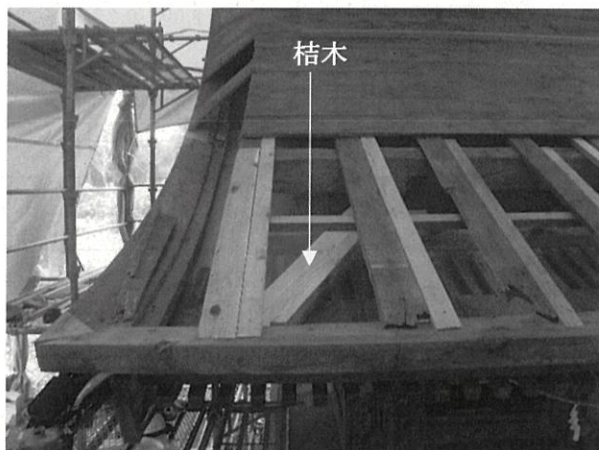
→正面の打越垂木は、ほとんどが庇丸桁の上で折損していた。残存していた部材については、全て補修し再用することが出来た。折損部の強度を補うため、小屋裏で添え木をした。さらに、隅には桔木を追加した。【写真5】

2) 屋根銅板葺の工法

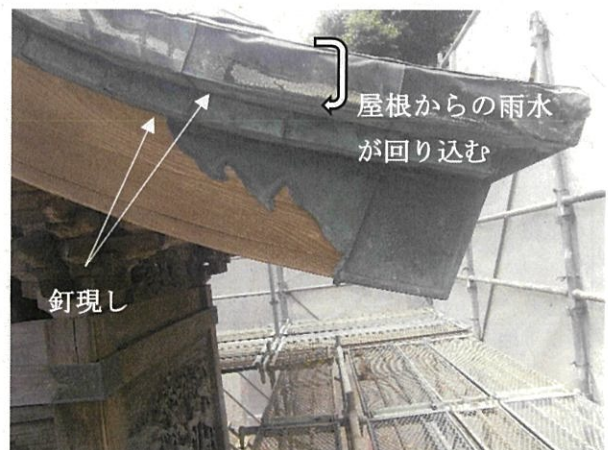
→軒付の銅板は、釘を現して葺かれていた。また、屋根平部や箕甲から伝った水が茅負や破風に廻りやすい葺き方であった【写真6】。そのため、今回は釘を内部に隠し、雨垂れを付けることによって軒先の木部を保護する工法に変更した【写真7】。棟においては、鬼板と箱棟を取り付けた後に銅板を巻く工法が取られていた。この葺き方では雨仕舞が悪く、実際に鬼板が大きく腐朽していた。そのため、今回は鬼板と箱棟を事前に全て銅板で包む工法に変更した。さらに今後の風災害、地震災害への対策として、鬼板と箱棟を固定するためのボルト新たに追加した【写真8】。

3) 床下点検口の新設

→身舎土台上の堅羽目板が破損していた。板は床下から取り付けられていたが、本建物は、床下への進入口が無かった。今回の修理のため、また今後の維持管理も考慮し建物内部の床板を一部切断し点検口とした。



【写真5】追加した桔木



【写真6】修理前の軒付



【写真7】修理後の軒付



【写真8】鬼板を取付けるボルト

7. 修理部材一覧表

袖ヶ浦市指定有形文化財飽富神社東照宮保存修理工事 修理部材一覧表

部位	部材名称	位置	修理	樹種	寸法(尺)			数量
軒廻り	地樋	背面	新規補足(欠失)	スギ	2.00	0.14	0.115	1
		背面	補修(矧木)	スギ				1
	打越樋	正面 東より43.44	取替	スギ	6.00	0.14	0.115	2
			補修(矧木)	スギ				35
	打越樋化粧裏板	東より41～44樋上	取替	スギ	5.70	0.98	0.03	1
		東より28～31樋上	取替	スギ	5.70	0.74	0.03	1
		東より24～28樋上	取替	スギ	5.70	1.00	0.03	1
		東より35～38樋上	取替	スギ	5.70	0.74	0.03	1
		東より21～24樋上	補修(接着)	スギ				
		東より1～4樋上	補修(接着)	スギ				
		東より17～21樋上	補修(矧木)	スギ				
		東より31～35樋上	補修(矧木)	スギ				
		東より4～8樋上	補修(含侵強化)	スギ				
		東より8～10樋上	補修(含侵強化)	スギ				
		東より4～8樋上	補修(含侵強化)	スギ				
		東より10～13樋上	補修(接着)	スギ				1
		東より13～17樋上	新規補足(欠失)	スギ	5.70	1.00	0.03	1
		東より38～41樋上	新規補足(欠失)	スギ	5.70	0.74	0.03	1
	飛檐樋	正面 東より19.29.33.37.43.44	補修(矧木)	スギ				6
	飛檐樋化粧裏板	東より8～9樋上	新規補足	スギ	1.00	0.25	0.023	1
	木負(打越樋上)	正面	補修(接着、矧木)	スギ				
	茅負	正面	補修(接着、矧木)	スギ				
	裏甲	背面	補修(矧木)	スギ				
	破風板	西 正面	補修(接着、矧木)	スギ				
	登裏甲	西 正面	補修(接着、矧木)	スギ				
小屋組	束踏み	正面一の母屋下	取替	スギ	9.00	0.58	0.25	1
	母屋	正面一の母屋	補修(矧木)	スギ				1
	桔木	正面両端	新規補足(補強)	スギ	9.00	0.40	0.25	2
屋根下地	軒付	背面	取替	スギ	12.80	0.55	0.24	1
	登軒付	西 正面	補修(矧木)	スギ				
	野地板	背面	取替	スギ	10.10	0.55	0.06	1
箱棟廻り	鬼板	西 背面側	取替	スギ				
		西 正面側	補修(矧木)	スギ				
		東	補修(矧木、パテ)	スギ				
浜縁	浜縁土台	正面	取替	スギ	9.60	0.35	0.31	1
		東	補修(矧木)	スギ				
		西	補修(矧木)	スギ				
	浜縁束	正面中央	取替	スギ	1.20	0.34	0.34	1
		正面東	補修(矧木)	スギ				
		正面西	補修(矧木)	スギ				
		東	補修(矧木)	スギ				
		西	補修(接着)	スギ				
			補修(矧木)	スギ				
	浜縁切目長押		補修(矧木)	スギ				
身舎	羽目板	西	補修(矧木)	スギ				

8. 工事前後写真 (2020年11月11日、2023年10月23日撮影)



修理前 正面全景



修理後 同左



修理前 東側面全景



修理後 同左

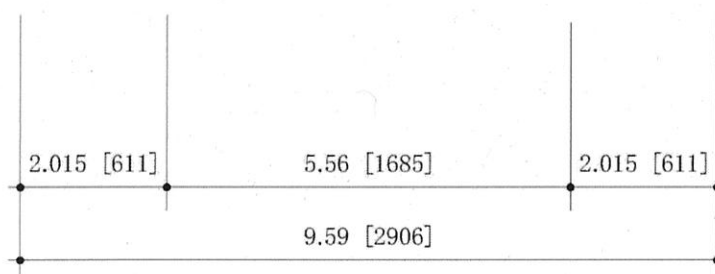
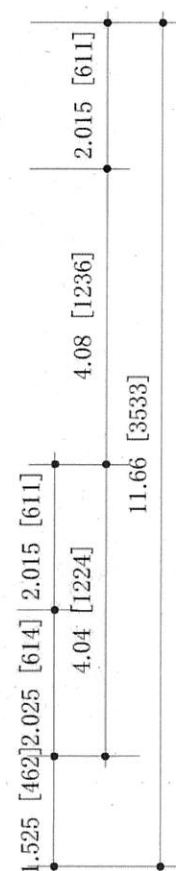
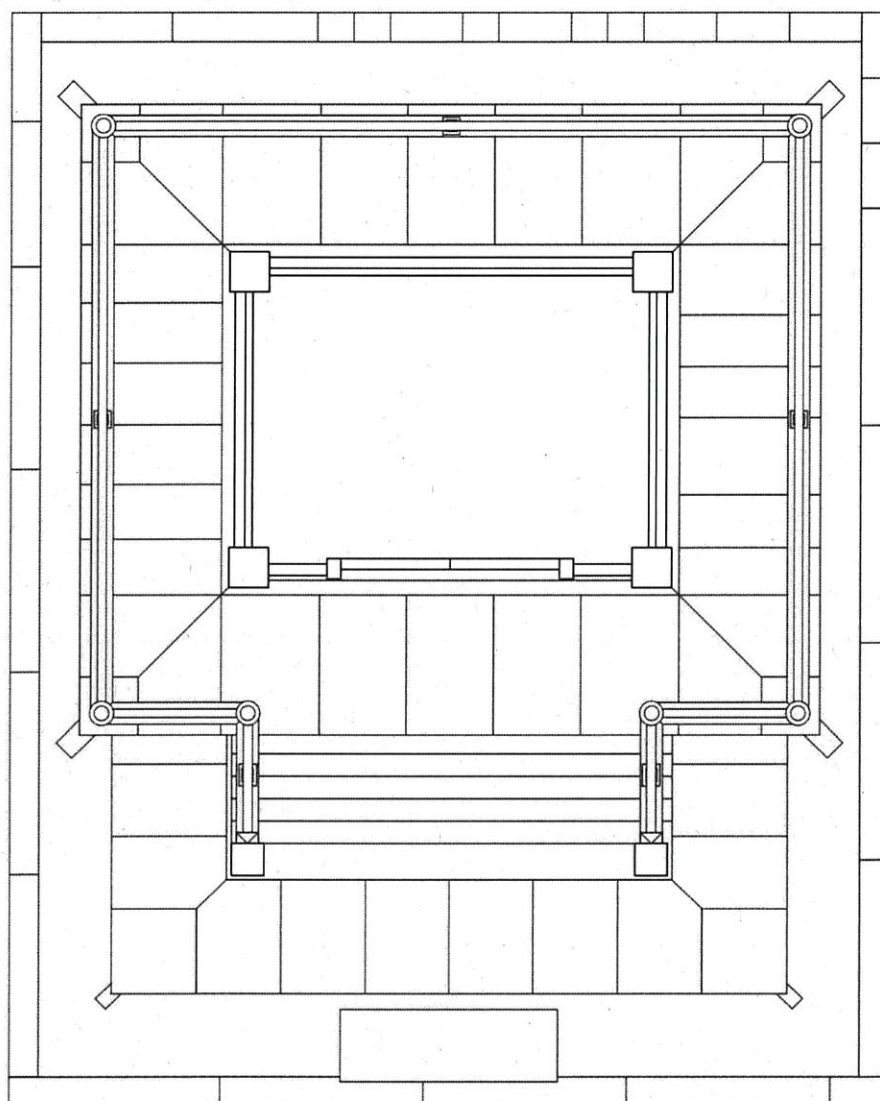


修理前 犬走り



修理後 同左

9. 図面



寸法単位: 尺, []内はmm

袖ヶ浦市指定有形文化財 飽富神社東照宮保存修理工事		
平面図	縮尺 1/30	岩瀬建築有限会社

報告（１） 国史跡山野貝塚の追加指定について

令和５年１０月２０日（金）に開催された国の文化審議会において、山野貝塚の追加指定について、文部科学大臣に答申がされました。

これにより、来年３月頃の官報告示により、山野貝塚の一部が追加指定されることになりました。

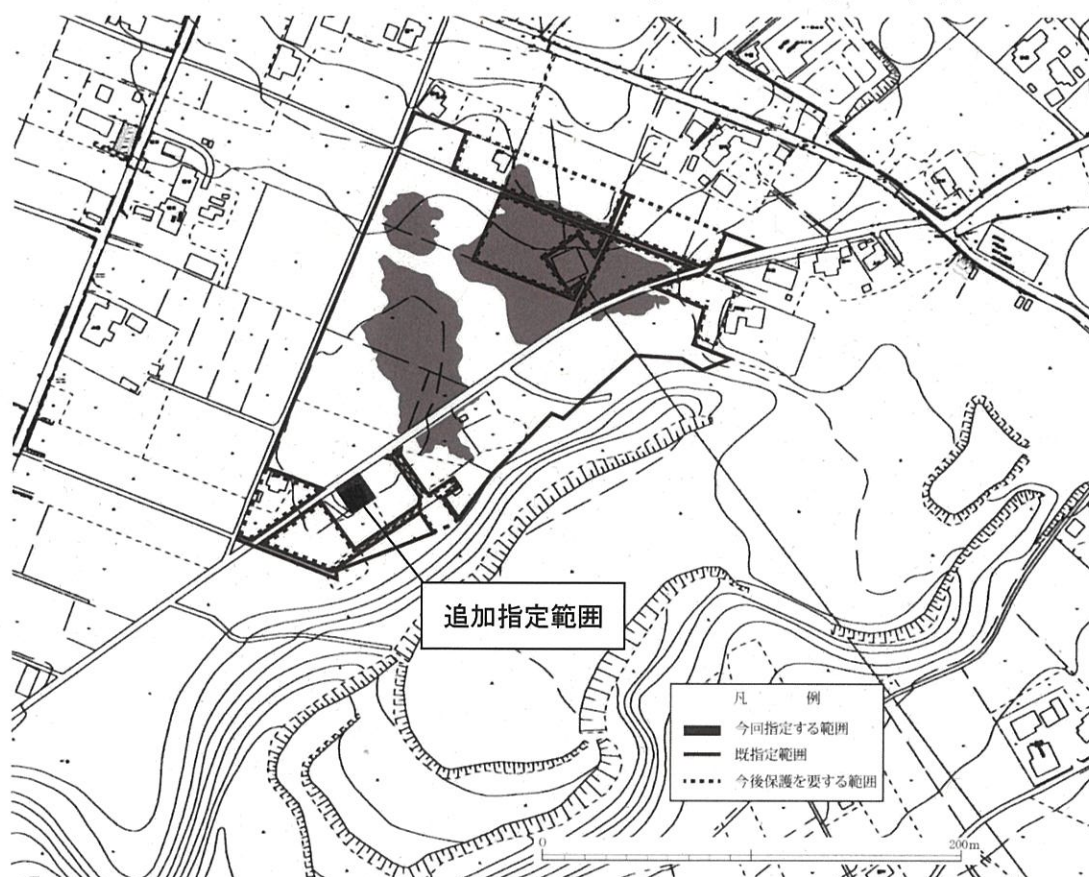
対象地番

飯富字山野３５１６番２４（公簿面積１４７．００㎡）

これまでの指定

平成２９年１０月１３日	当初指定	２０，７３９㎡
		（３５名４０筆等（市道、赤道含む））
平成３１年　２月２６日	追加指定	７６０㎡（１名１筆）
令和　６年　３月（予定）	追加指定	１４７㎡（１名１筆）

※指定面積合計　２１，６４６㎡（４２筆等）



山野貝塚地形図

扱い

ラテ：令和5年10月20日 17:00解禁

新聞：令和5年10月21日 朝刊

報道発表



令和5年10月20日

文化審議会の答申（史跡名勝天然記念物の指定等）

文化審議会（会長 佐藤 信）は、10月20日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、史跡名勝天然記念物の新指定12件・追加指定等24件及び登録記念物の新登録4件について、文部科学大臣に答申しました。今回答申された史跡等の指定等の詳細は、別紙のとおりです。

この結果、官報告示を経て、史跡名勝天然記念物は3,364件、登録記念物は132件となる予定です。

<担当> 文化庁文化財第二課

課 長

田中 禎彦

課 長 補 佐

田中 佳幹

主任文化財調査官（史跡部門）

渋谷 啓一（内線9767）

主任文化財調査官（名勝部門）

平澤 毅（内線9776）

主任文化財調査官（天然記念物部門）

江戸 謙顕（内線9778）

主任文化財調査官（埋蔵文化財部門）

近江 俊秀（内線9766）

審 議 会 係 長

森 幸一郎（内線9757）

電話：075-451-4111（代表）

大寶寺道、松山市に所在する第四十七番札所八坂寺境内を追加指定する。

《史跡の追加指定》 17件

1 白河官衙遺跡群【福島県白河市】

せきわくかんがいせき
関和久官衙遺跡

かりやどはいじあと
借宿廃寺跡

福島県中通り地方南部に所在する官衙遺跡群。関和久官衙遺跡が古代白河郡家、借宿廃寺跡がこれに付属する古代寺院と考えられ、古代の地方支配体制を知る上で重要。今回、借宿廃寺跡のうち、講堂の掘込地業の北東隅部分とその隣接地について、条件の整った区域を追加指定する。

2 上野国佐位郡正倉跡【群馬県伊勢崎市】

7世紀後半から10世紀前半にかけて機能した上野国佐位郡家の正倉と考えられる遺跡。正倉は総面積6万㎡の全国でも最大級の正倉域を持ち、一角には「上野国交替実録帳」で「八面甲倉」と記載された建物に符号する総柱で八角形の礎石建物が形成され、上野国佐位郡家であることが決定づけられた。今回、条件の整った区域を追加指定する。

3 山野貝塚【千葉県袖ケ浦市】

東京湾東岸（房総半島西部）に位置する縄文時代後期から晩期の大型馬蹄形貝塚。この地域に集中する大型貝塚群の中で、現存する事例としては最南端に位置する。現在でも馬蹄形の貝塚の形状をそのまま見ることができる。出土した魚類遺体は、東京湾東岸の中央部に位置する地理的特徴をよく表している。今回、条件の整った区域を追加指定する。

4 下総小金中野牧跡【千葉県鎌ケ谷市】

江戸時代、幕府が軍馬育成のため設けた牧の遺跡であり、幕府による軍馬生産の様相を知る上で重要。放牧していた野馬を捕らえる「捕込」と呼ぶ施設と野馬土手から成る。今回、条件の整った区域を追加指定する。

5 下野谷遺跡【東京都西東京市】

墓と考えられる中央部の土坑群を取り囲むように、竪穴建物群と掘立柱建物群が直径

報告（２） 史跡山野貝塚整備基本計画の策定について

令和５年８月２１日（月）に開催された教育委員会定例会において、「史跡山野貝塚整備基本計画」が議決されました（別添計画書及び概要版参照）。

今後、本計画に基づき山野貝塚の整備を実施してまいります。

計画の目的

未指定地の指定及び公有地化までは今後時間を要する可能性が高いことから、公有地化した部分については、早期に確実に保存を行ったうえで、史跡の内容を把握できるよう公開活用することが求められます。

その中で、史跡の一部が適切に保存できていないこと、史跡現地において史跡の内容を把握できないこと、維持管理に大変な労力がかかることなどの課題があることから、これらの課題を解決するために整備を行います。

計画期間

令和５年度から１２年度（８年間）

計画前半：令和５年度から令和８年度（４年間）

計画後半：令和９年度から令和１２年度（４年間）

整備の基本方針

現地の整備

- (1) 遺跡の保存：地下に存在する遺構や地表に痕跡を露出する貝層など、遺構と遺物を将来に向けて確実に保存します。
- (2) 整備目標とする時期：縄文時代晩期を整備目標とします。縄文時代後期の特徴的な遺構は、解説施設を設置します。
- (3) 縄文時代の景観の表現：中央窪地や貝層の高まり、また植生環境等からなる景観を復元的な考察に基づいて創出し、縄文時代の景色を体感できる整備を目指します。
- (4) 体験できる整備：イボキサゴ採取体験や骨角歯牙製品の製作体験など縄文時代の生活を体験できる整備を目指します。

周辺関連施設等との活用連携のための整備

- (5) 周辺施設との活用連携：郷土博物館を山野貝塚のガイダンス施設としても位置付け、山野貝塚に対する理解を補い、深化します。
また、周辺の袖ヶ浦公園や農畜産物直売所「ゆりの里」との周遊性を高め、交流人口や関係人口を高めるような活用を図ります。
- (6) 周辺文化財との活用連携：周辺に所在する同時期の遺跡との関係性により、当地域の縄文時代後晩期の様相について考えます。
また時期の異なる遺跡や市指定文化財等と有機的な活用連携により、豊かな地域の歴史を体感できる取組を展開します。

報告（３） 飽富神社唯一社頭年中行事帳の指定について

これまで長期間にわたってご審議いただきました「飽富神社唯一社頭年中行事帳」については、令和５年８月２１日（月）に開催された教育委員会定例会において市指定の議決がされ、同日付けの告示をもって市指定文化財に指定しました。

指定に際しては、広報やホームページ、市長による紹介動画等により周知するとともに、郷土博物館ロビーにて指定記念の展示を行いました。

告示文

袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例第４条第４項の規定により、下記の文化財を袖ヶ浦市指定文化財として指定する告示を次のように定める。

令和５年８月２１日

袖ヶ浦市教育委員会教育長 御 園 朋 夫

袖ヶ浦市教育委員会告示第６号



袖ヶ浦市指定文化財の指定について

記

- | | | |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 名 称 | 飽富神社唯一社頭年中行事帳 |
| 2 | 種 別 | 有形文化財（古文書類） |
| 3 | 員 数 | １点 |
| 4 | 所在地 | 袖ヶ浦市下新田１１３３（袖ヶ浦市郷土博物館） |
| 5 | 所有者 | 飽富神社 |

様式第3号（第4条関係）

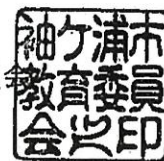
袖文指第35号

指 定 書

下記のとおり袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例第4条の規定により、
袖ヶ浦市指定文化財として指定する。

令和5年8月21日

袖ヶ浦市教育委員会



種 別 有形文化財（古文書類）

名 称 あきとみじんじやゆいいつしゃとうねんちゆうぎようじちよう
飽富神社唯一社頭年中行事帳

寸法等 横帳（縦 16.1 cm、横 23.8 cm）36 丁

所有者等氏名	所有者等住所	所在地	備考
飽富神社	袖ヶ浦市飯富2863番地	袖ヶ浦市下新田1133 （袖ヶ浦市郷土博物館）	

次の場合には、この指定書を袖ヶ浦市教育委員会に提出して下さい。

- 1 所有者を変更したとき。
- 2 所有者がその氏名、名称又は住所等を変更したとき。
- 3 所在を変更しようとするとき。
- 4 当該文化財を滅失又は亡失したとき。

報告(4)県指定文化財絹本着色両界曼荼羅図の現状確認結果について

令和4年7月22日調査実施

千葉県指定有形文化財 絹本着色 両界曼荼羅図

所在地 袖ヶ浦市高谷

延命寺

(郷土博物館保管)

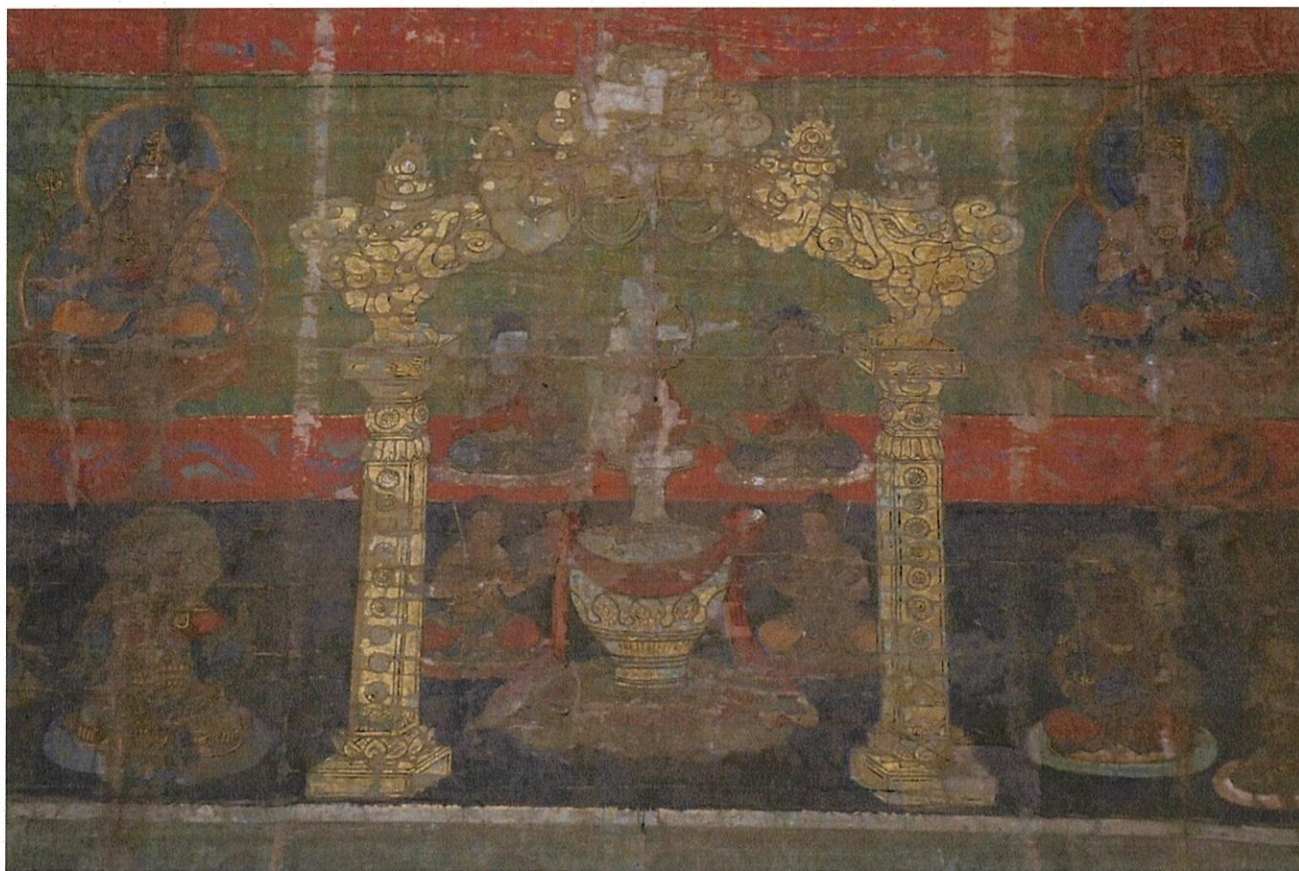
胎蔵界

・寸法 縦328.1cm 横310.6cm







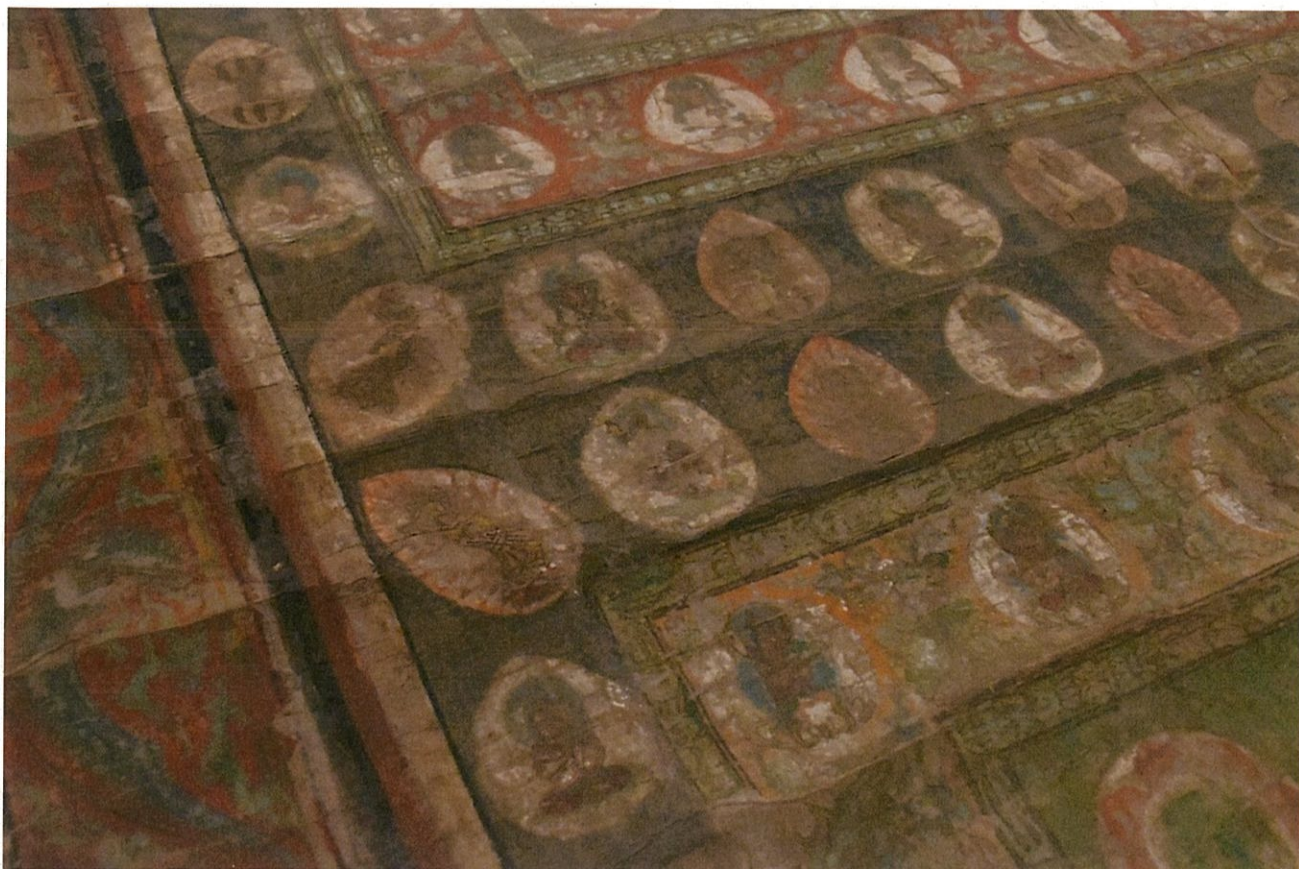


金剛界

・寸法 縦330.0cm 横303.0cm









別冊資料

議題（１）

指定文化財候補について

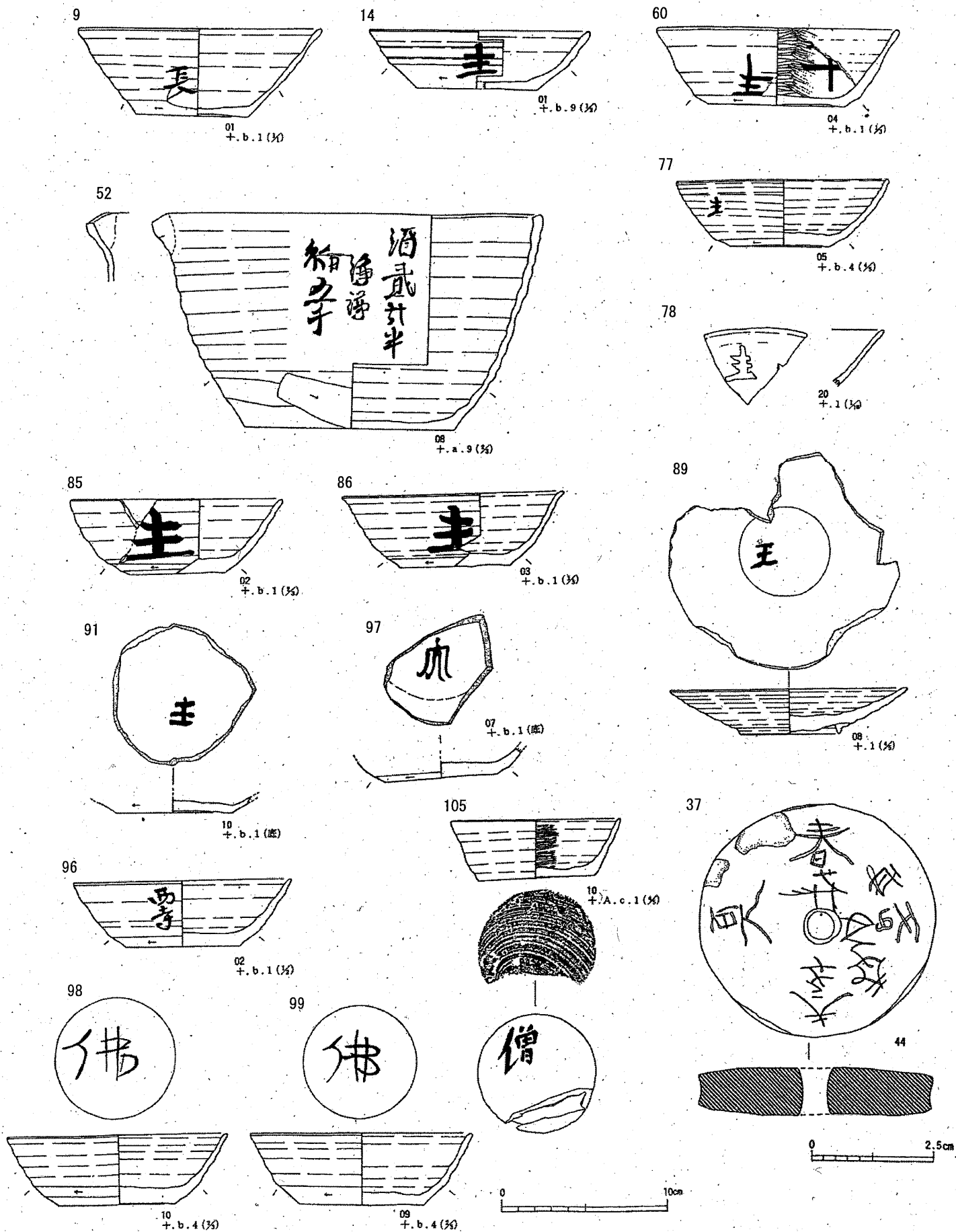
（永吉台遺跡群出土の文字資料及び
仏教関連資料）

図版

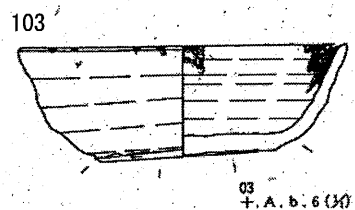
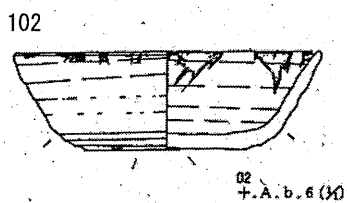
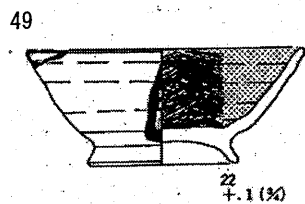
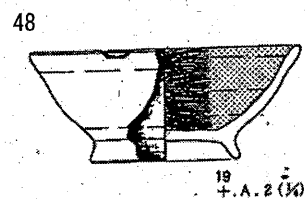
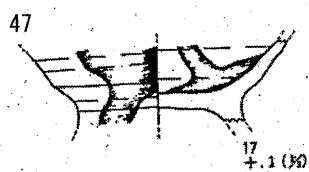
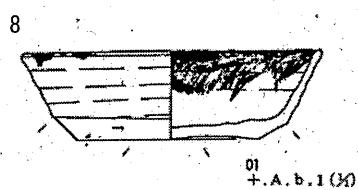
永吉台遺跡群 西寺原地区①

文字資料（墨（朱）書土器・ヘラ書）

※実測図左上記載の数字は「表1 永吉台遺跡文字資料及び仏教関連資料一覧」のNo.

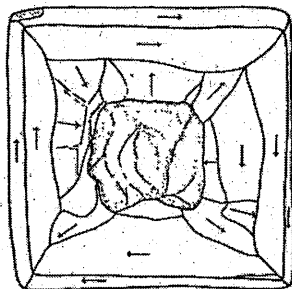
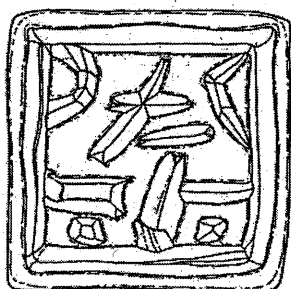
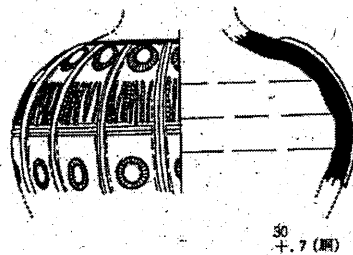
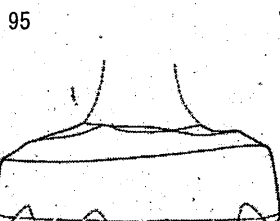


灯明皿

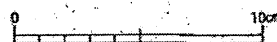
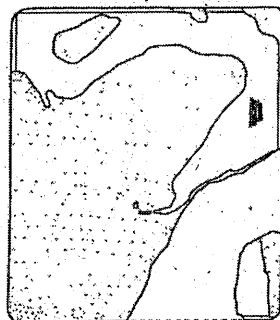
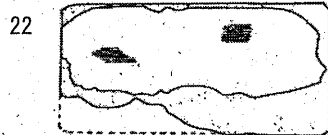


陶質土器 25

陶製印



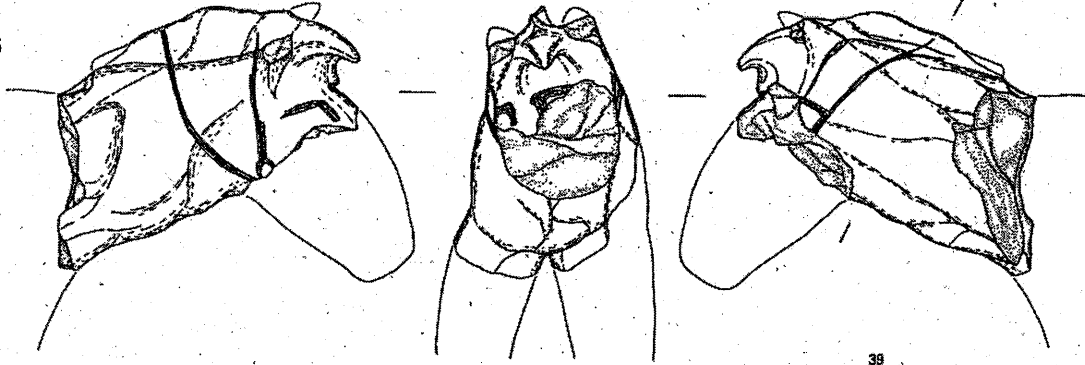
レンガ状土製品



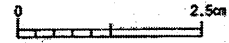
土馬

永吉台遺跡群 西寺原地区③

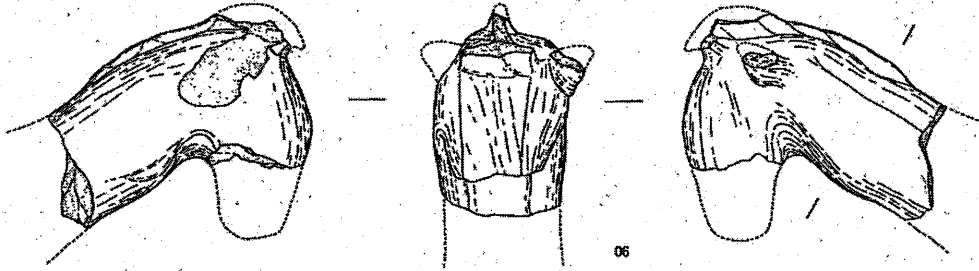
76



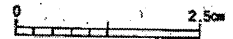
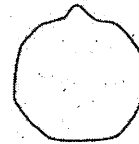
38



123

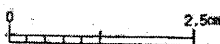
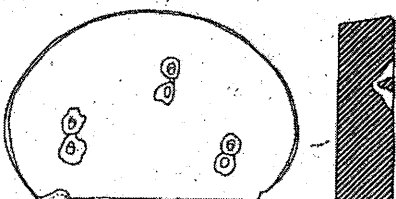
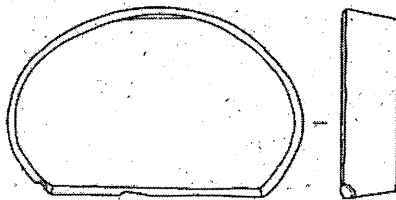


06

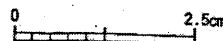
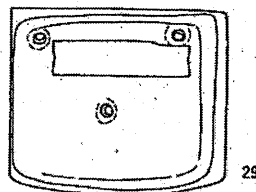
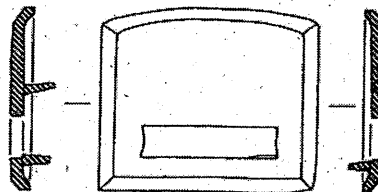


帶飾具

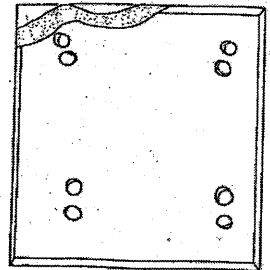
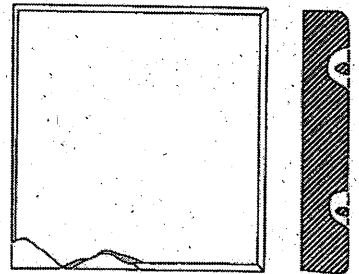
6

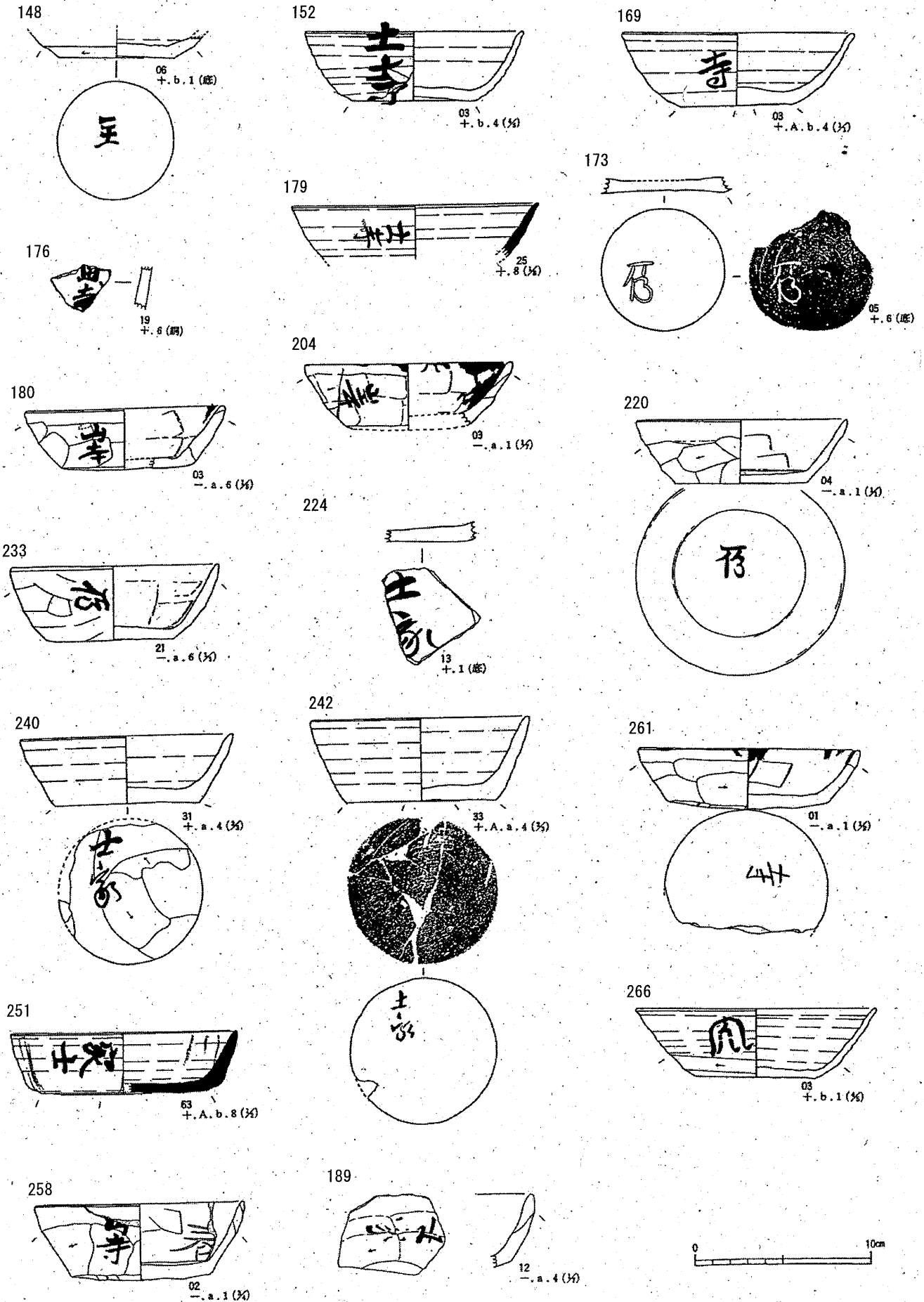


43



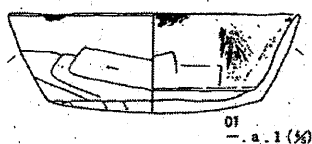
69



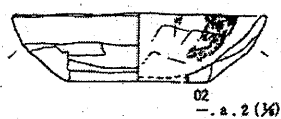


灯明皿

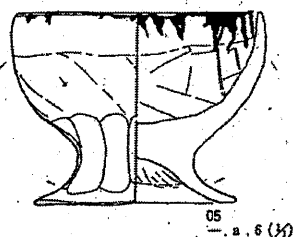
143



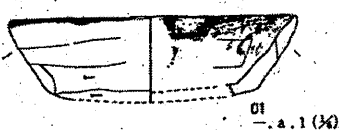
151



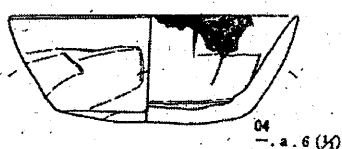
171



175



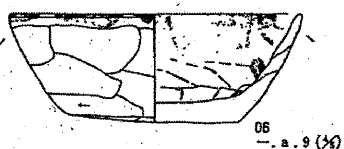
181



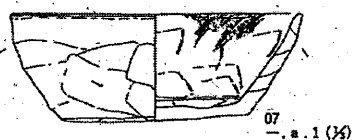
182



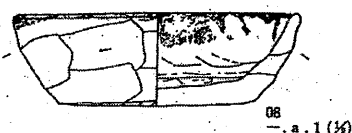
183



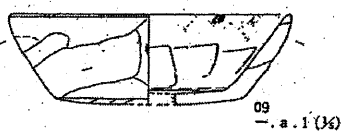
184



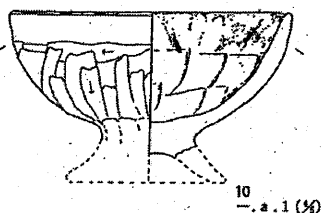
185



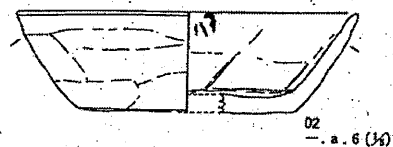
186



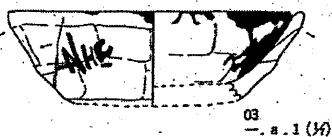
187



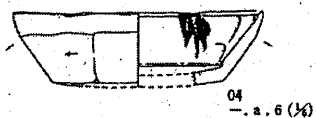
203



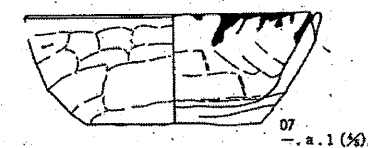
204



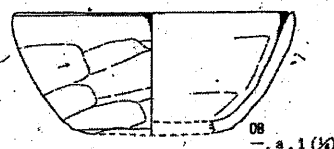
205



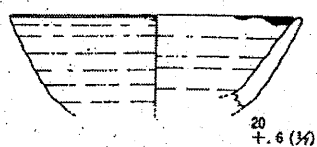
206



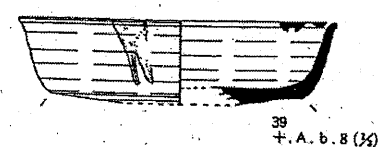
207



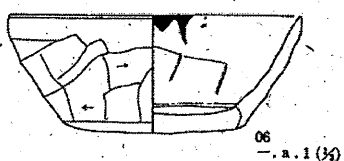
208



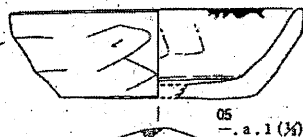
217



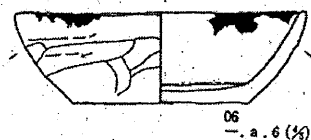
222



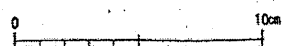
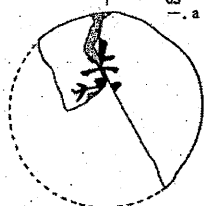
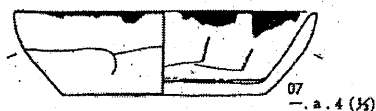
228



229

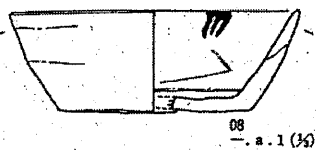


230

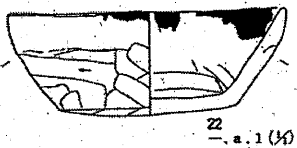


灯明皿

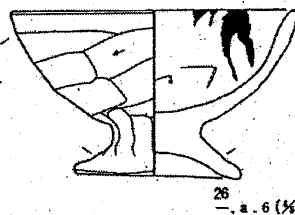
231



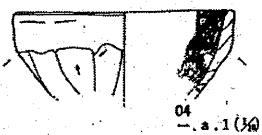
234



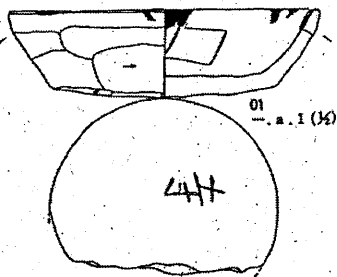
237



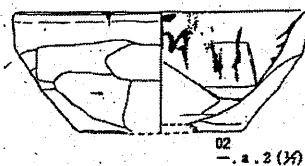
259



261



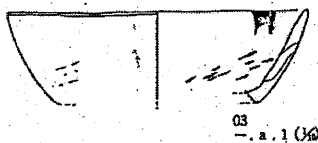
262



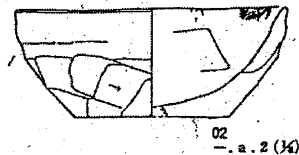
264



268

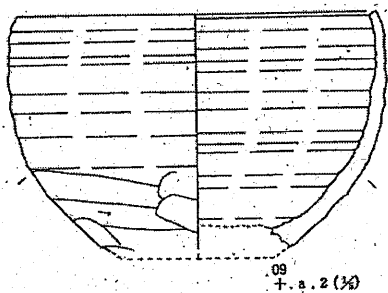


269

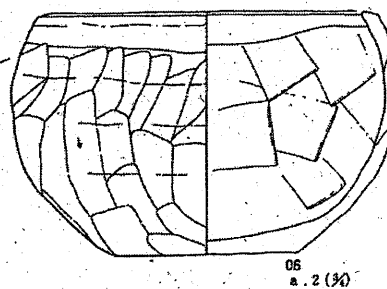


瓦鉢

134

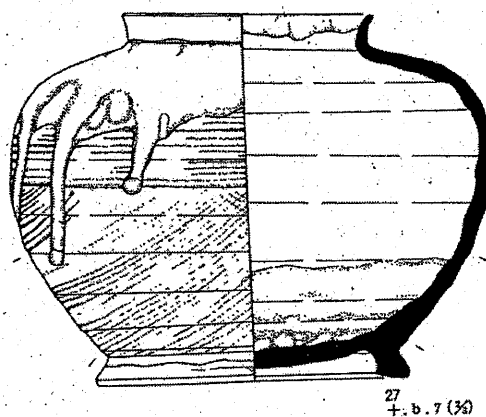


136

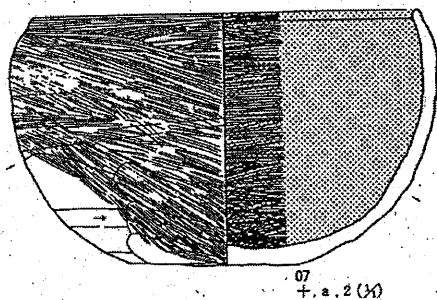


薬壺

132

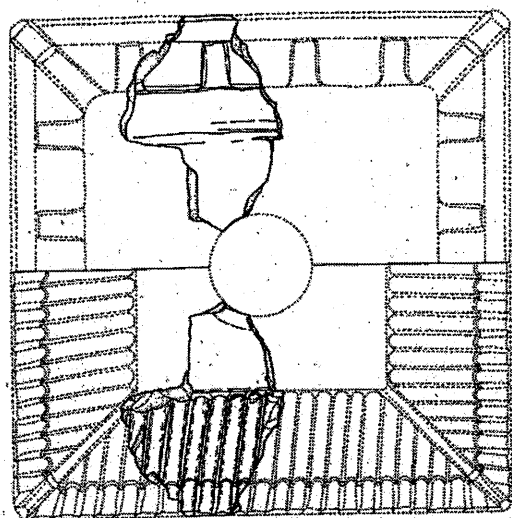


137



瓦塔

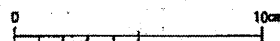
155



18

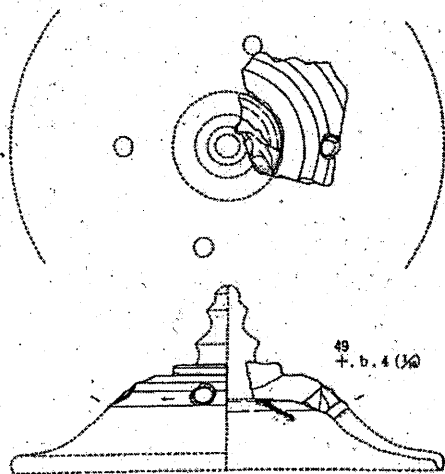


17



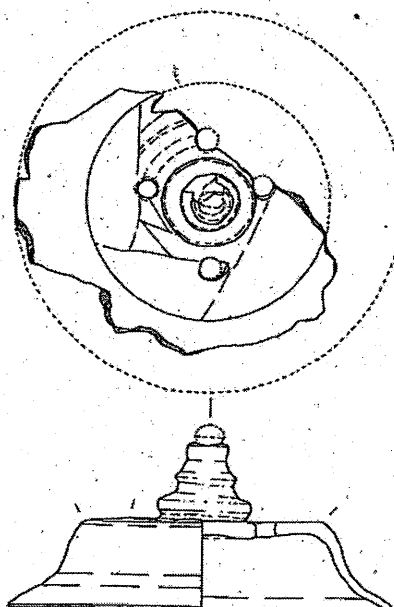
香炉蓋

250

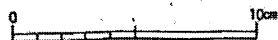


49
+ b. 4 (3/4)

280

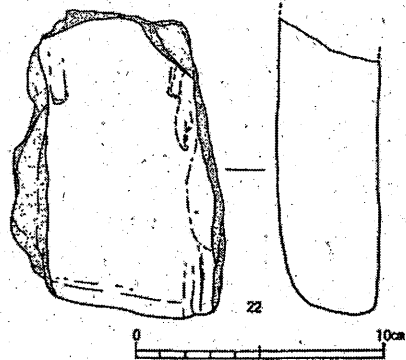
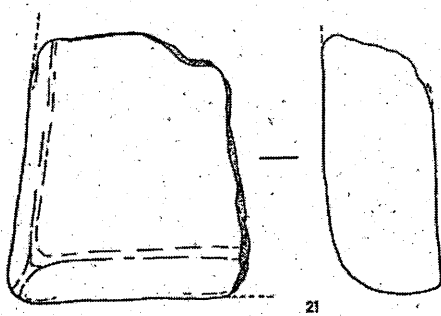
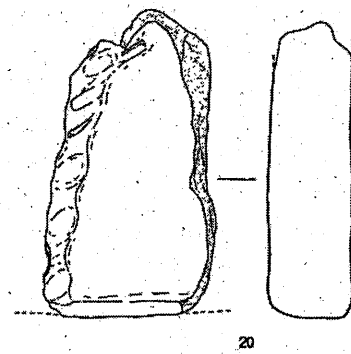
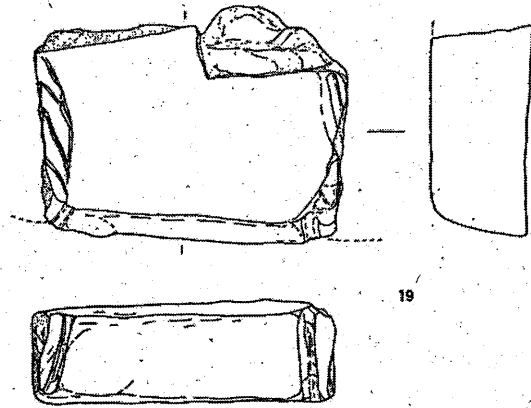


01
+ a. 6 (3/4)



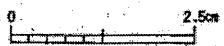
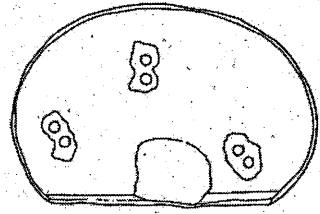
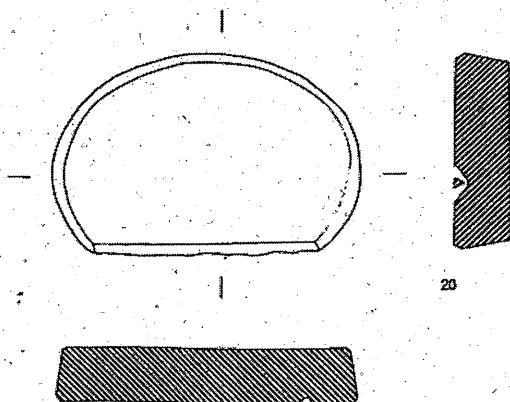
レンガ状土製品

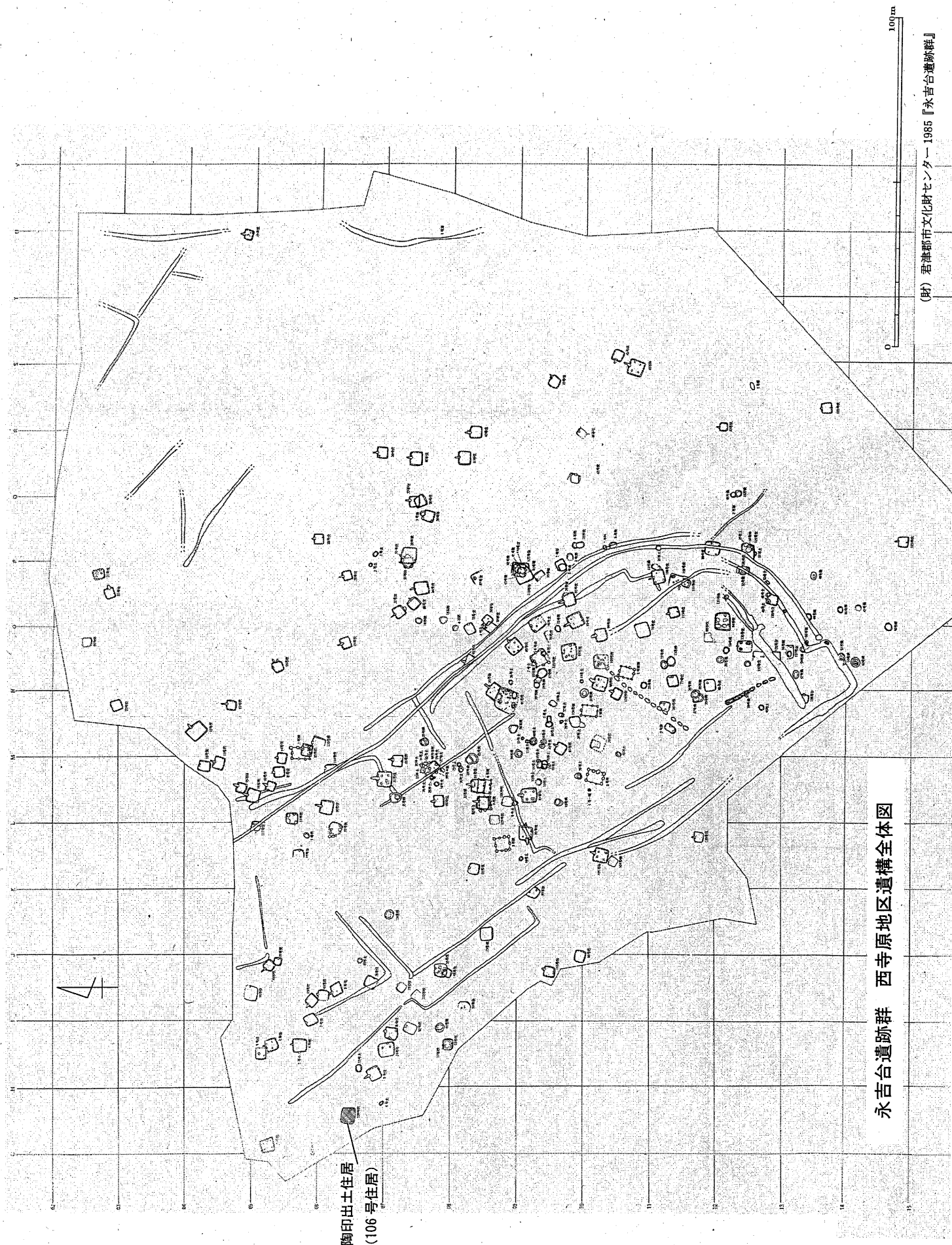
156



帯飾具

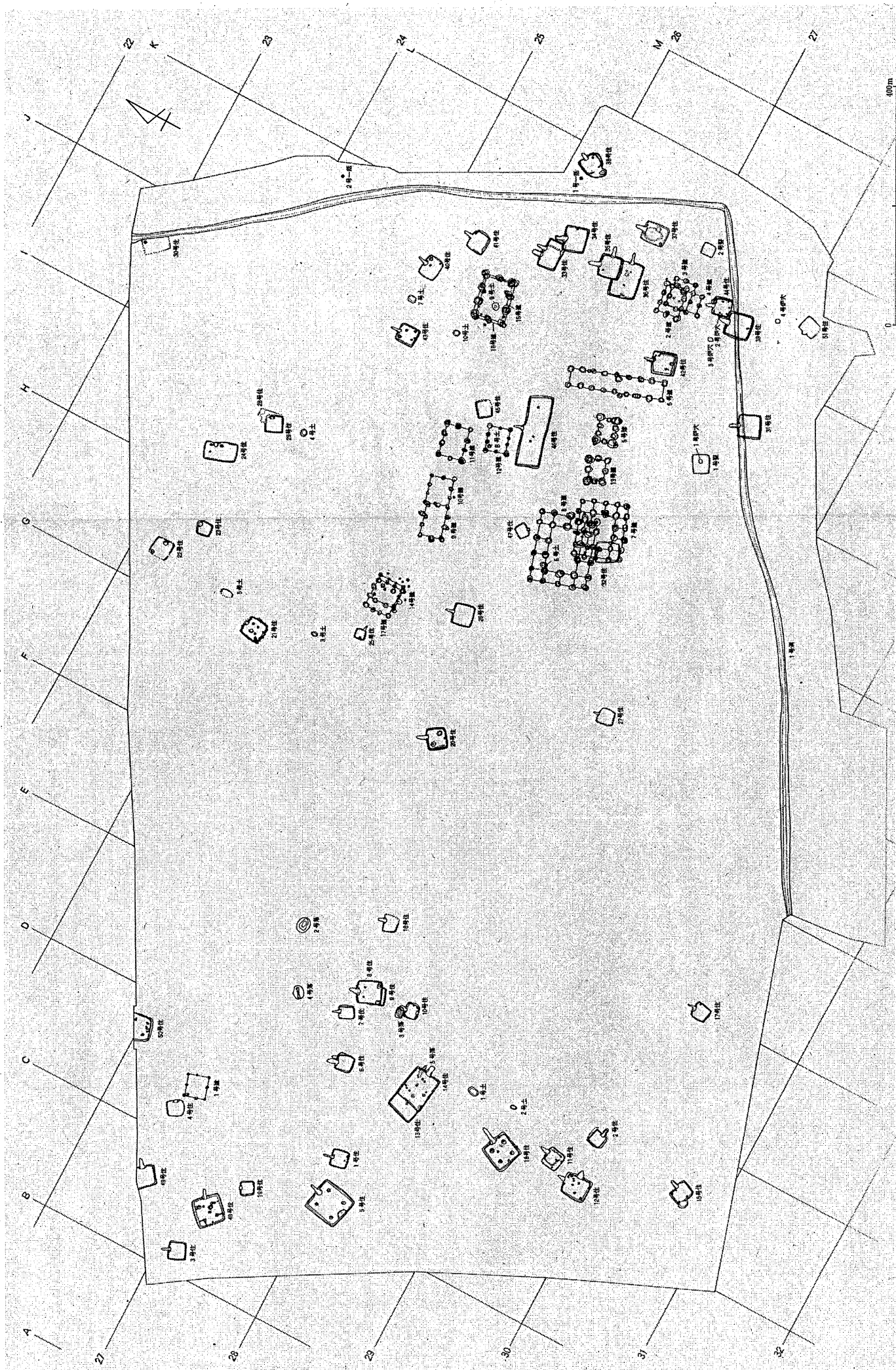
174





永吉台遺跡群 西寺原地区遺構全体図

(財) 君津都市文化財センター 1985 『永吉台遺跡群』



永吉台遺跡群 遠寺原地区遺構全体図

(財) 君津都市文化財センター 1985『永吉台遺跡群』

表1 永吉台遺跡群出土の文字資料及び仏教関連資料一覧

地区	No.	出土遺構	遺物番号	時期(遺構)	出土位置	種別	器種	文字	記号	遺存状況	遺存率等	備考	袖ヶ浦市史掲載 仏教関連遺物
西寺原	1	1号住居	23	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部の一部	破片	1号住居-24と同一個体か	袖ヶ浦市史掲載 仏教関連遺物
	2	1号住居	24	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			底部の一部	破片	1号住居-23と同一個体か	
	3	2号住居	27	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			底部の一部	破片	1号住居-23と同一個体か	
	4	6号住居	48	10世紀第3四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部～底部	1/5	底部に墨書	
	5	6号住居	56	10世紀第3四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部～底部	1/2	底部に墨書	
	6	6号住居	62	10世紀第3四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部～底部	不明	底部に墨書	
	7	11号住居	4	10世紀第3四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	8	12号住居	4	10世紀第3四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	9	14号住居	1	10世紀第3四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	10	17号住居	4	10世紀第3四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	11	18号住居	29	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	12	20号住居	12	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	13	21号住居	8	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	14	26号住居	1	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	15	28号住居	3	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	16	28号住居	4	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	17	28号住居	35	10世紀第3四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	18	30号住居	51	10世紀第3四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	19	30号住居	52	10世紀第3四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	20	30号住居	52	10世紀第3四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	21	32号住居	11	10世紀第3四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	22	32号住居	12	10世紀第3四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	23	34号住居	28	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	24	34号住居	29	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	25	34号住居	30	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	26	36号住居	40	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	27	37号住居	13	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	28	40号住居	25	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	29	41号住居	13	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	30	42号住居	11	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	31	42号住居	29	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	32	42号住居	32	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	33	42号住居	34	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	34	42号住居	36	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	35	45号住居	1	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	36	46号住居	40	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	37	48号住居	44	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	38	48号住居	2	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	39	52号住居	11	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	40	54号住居	23	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	41	55号住居	7	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	42	57号住居	22	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	43	61号住居	34	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	44	66号住居	34	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	45	67号住居	10	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	46	68号住居	17	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	47	68号住居	19	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	48	68号住居	22	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	49	68号住居	19	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	50	68号住居	31	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	51	68号住居	11	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	52	72号住居	8	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	53	77号住居	34	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	54	78号住居	55	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	55	78号住居	3	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	56	78号住居	11	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	57	79号住居	23	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	58	79号住居	26	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	59	79号住居	25	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	60	83号住居	4	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	61	83号住居	5	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	62	83号住居	11	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	63	83号住居	8	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	
	64	83号住居	9	10世紀第2四半期	遺土中	土製品	置きカマド			口縁部	不明	底部に墨書	

地区	No.	出土遺構	遺物番号	時期(遺構)	出土位置	種別	器種	文字	記号	遺存状況	遺存率等	備考	袖ヶ浦市史稿載 仏教関連遺物
	65	84号住居	41	10世紀第2四半期	覆土中	瓦	平瓦					凹面に布目痕、凸面に縞目	
	66	86号住居	6	—	遺構後出作業中	灰釉陶器	高台付皿				2/3	底面内面を破して使用 折戸53号窯式並行期	
	67	86号住居	31	—	遺構後出作業中	瓦	平瓦				破片	凹面に布目痕、凸面に縞目	
	68	87号住居	32	—	覆土中	土製品	置きカマド			焚口ひし部	破片		
	69	87号住居	32	—	覆土中	土製品	置きカマド				破片		
	70	88号住居	36	—	床面	瓦	平瓦				破片	凝灰岩 方形 裏面上穴4箇所 凹面に布目痕、凸面に縞目	
	71	90号住居	22	9世紀第3四半期~9世紀第4四半期	遺構後出作業中	土製品	置きカマド				破片		
	72	91号住居	99	10世紀第2四半期	覆土中	土製品	台付耳皿			斜線文	破片		
	73	91号住居	118~122	—	覆土中	土製品	置きカマド				破片		
	74	91号住居	128	—	覆土中	瓦	平瓦				破片		
	75	91号住居	75	—	覆土中	土製品	置きカマド				破片		
	76	92号住居	39	10世紀第2四半期	覆土中	土製品	土馬				破片		
	77	93号住居	20	59世紀第3四半期~9世紀第4四半期	覆土中	土製品	坏(陶器土器)	「主」			破片	頭部	
	78	93号住居	21	—	覆土中	土製品	坏(陶器土器)	「主」			破片	体部に縞目	
	79	93号住居	21	—	覆土中	土製品	坏(陶器土器)	判断不能			破片	体部に朱書	
	80	93号住居	22	—	覆土中	土製品	坏(ヘラ書)	「人」		格子目文	破片		
	81	94号住居	16	—	覆土中	土製品	坏(陶器土器)	「人」			破片	底面内面にヘラ記号	
	82	95号住居	19	10世紀第2四半期	覆土中	土製品	置きカマド				破片		
	83	97号住居	37~38	—	覆土中	土製品	置きカマド				破片		
	84	97号住居	37~38	—	床面	瓦	平瓦				破片		
	85	98号住居	3	29世紀第3四半期~9世紀第4四半期	覆土中	土製品	坏(陶器土器)	「主」			破片	凹面に布目痕、凸面に縞目	
	86	98号住居	3	—	覆土中	土製品	坏(陶器土器)	「主」			破片	体部に縞目	
	87	98号住居	7	—	床面	土製品	坏(陶器土器)	判断不能			破片	体部に縞目	
	88	98号住居	32	—	覆土中	土製品	置きカマド				破片		
	89	101号住居	8	—	覆土中	土製品	血(陶器土器)	「王(主か?)」			破片	底面内面に縞目	
	90	101号住居	9	—	覆土中	土製品	血(陶器土器)	判断不能			破片	底面内面に縞目	
	91	101号住居	10	—	覆土中	土製品	血(陶器土器)	「主」			破片		
	92	103号住居	31	10世紀第3四半期	覆土中	瓦	平瓦				破片		
	93	106号住居	5	10世紀第2四半期	覆土中	土製品	台付耳皿				破片		
	94	106号住居	9~11	—	覆土中	土製品	置きカマド				破片		
	95	106号住居	13	—	覆土中	土製品	陶製(土製品)				破片		
	96	109号住居	2	—	覆土中	土製品	坏(陶器土器)	「西寺」			破片	体部に縞目	
	97	109号住居	7	—	覆土中	土製品	坏(陶器土器)	「主」			破片	底面内面に縞目	
	98	110号住居	9	—	覆土中	土製品	坏(陶器土器)	「主」			破片	底面内面に縞目	
	99	110号住居	10	—	覆土中	土製品	坏(陶器土器)	「佛」			破片	底面内面に縞目	
	100	110号住居	35	—	覆土中	土製品	坏(ヘラ書?)	判断不能			破片	底面内面に縞目	
	101	113号住居	3	—	覆土中	土製品	坏(陶器土器)	判断不能			破片	底面内面に縞目	
	102	116号住居	1	—	覆土中	土製品	坏(ヘラ記号・灯明皿)		「井」		破片	底面内面にヘラ記号	
	103	116号住居	2	—	覆土中	土製品	坏(灯明皿)				破片	底面内面に縞目	
	104	116号住居	3	—	覆土中	土製品	坏(灯明皿)				破片	底面内面に縞目	
	105	116号住居	10	—	覆土中	土製品	坏(陶器土器)	「僧」			破片	底面内面に縞目	
	106	118号住居	24	—	覆土中	土製品	坏(陶器土器)	判断不能			破片	底面内面に縞目	
	107	121号住居	38	—	覆土中	土製品	瓦				破片		
	108	121号住居	44	—	床面	土製品	坏(ヘラ書)	「野」			破片	凹面に布目痕、凸面に格子目	
	109	124号住居	11	—	覆土中	土製品	坏(ヘラ書)	「上」			破片	体部にヘラ書、野13箇所	
	110	124号住居	12	10世紀第3四半期	床面	土製品	置きカマド				破片		
	111	124号住居	22	—	床面	土製品	耳皿				破片		
	112	126号住居	8	—	覆土中	土製品	坏(ヘラ記号)		「x」		破片	体部にヘラ記号	
	113	130号住居	15	—	覆土中	土製品	耳皿				破片		
	114	130号住居	19	—	覆土中	土製品	置きカマド				破片	凹面に布目痕、凸面に縞目	
	115	130号住居	27~28	—	覆土中	土製品	置きカマド				破片	凹面に布目痕、凸面に縞目	
	116	130号住居	31	—	覆土中	土製品	瓦				破片	凹面に布目痕、凸面にヘラナデ	
	117	131号住居	6	—	覆土中	土製品	置きカマド				破片	凹面に布目痕、凸面にヘラナデ	
	118	131号住居	7	—	覆土中	土製品	置きカマド				破片	底面内面に縞目	
	119	131号住居	8	—	覆土中	土製品	置きカマド				破片	底面内面に縞目	
	120	2号建物	1	—	P6	土製品	血(陶器土器)	「主」			破片	底面内面に縞目	
	121	3号建物	3	—	P6	土製品	坏(陶器土器)	「仁」			破片	底面内面に縞目	
	122	1号窯穴状遺構	28	—	覆土中	土製品	置きカマド				破片	底面内面に縞目	
	123	16号土器焼成遺構	6	—	覆土中	土製品	土馬				破片	底面内面に縞目	
	124	53号土器焼成遺構	21	—	覆土中	土製品	坏(ヘラ書)	「有」			破片	底面内面に縞目	
	125	10号土馬	4	—	—	—	—				破片	底面内面に縞目	
	126	28号土馬	3	—	—	—	—				破片	底面内面に縞目	
	127	28号土馬	7	—	—	—	—				破片	底面内面に縞目	
	128	33号土馬	6	—	—	—	—				破片	底面内面に縞目	
	129	33号土馬	7	—	—	—	—				破片	底面内面に縞目	
	130	35号土馬	11~12	—	—	—	—				破片	底面内面に縞目	
	131	49号土馬	5	—	—	—	—				破片	底面内面に縞目	

地区	No.	出土遺構	遺物番号	時期(遺構)	出土位置	種別	器種	文字	記号	遺存状況	遺存率等	備考	袖ヶ浦市史掲載 仏教関連遺物
遠寺原	132	2号住居	27	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	覆土中	灰土層	土師器			口縁部、胴部一部欠損	2/3	折戸10号窯式並行期	
	133	3号住居	5	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	覆土中	土師器	土師器		[O]	底面	不明	底面内面に黒着	
	134	3号住居	9		覆土中	瓦葺	瓦葺			口縁部～胴部の一部	1/5	口縁部内面に黒着	
	135	5号住居	14		覆土中	瓦葺	瓦葺			口縁部～胴部の一部	1/5	口縁部内面に黒着	
	136	7号住居	136	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	床面	瓦葺	瓦葺			口縁部～胴部の一部	3/4	口縁部内面に黒着	
	137	7号住居	7		床面	瓦葺	瓦葺			口縁部～胴部の一部	3/4	口縁部内面に黒着	
	138	8号住居	11	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	床面	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	1/3	口縁部内面に黒着	
	139	8号住居	11		土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	1/3	口縁部内面に黒着	
	140	8号住居	14		土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	1/5	口縁部内面に黒着	
	141	8号住居	15		土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	1/10	口縁部内面に黒着	
	142	8号住居	16		土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	1/10	口縁部内面に黒着	
	143	11号住居	19	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	144	11号住居	29		床面	瓦葺	瓦葺			口縁部～胴部の一部	1/2	口縁部内面に黒着	
	145	11号住居	33		覆土中	瓦葺	瓦葺			口縁部～胴部の一部	1/2	口縁部内面に黒着	
	146	11号住居	34		覆土中	瓦葺	瓦葺			口縁部～胴部の一部	1/2	口縁部内面に黒着	
	147	11号住居	35		覆土中	瓦葺	瓦葺			口縁部～胴部の一部	1/2	口縁部内面に黒着	
	148	12号住居	7	6世紀第4四半期～9世紀第2四半期?	土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	1/10	口縁部内面に黒着	
	149	12号住居	14	8世紀第3四半期	覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	1/10	口縁部内面に黒着	
	150	16号住居	2	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	151	18号住居	3		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	1/6	口縁部内面に黒着	
	152	18号住居	14		床面	瓦葺	瓦葺			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	153	18号住居	15		床面	瓦葺	瓦葺			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	154	18号住居	16		床面	瓦葺	瓦葺			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	155	18号住居	17		床面	瓦葺	瓦葺			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	156	18号住居	19		床面	瓦葺	瓦葺			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	157	20号住居	2	9世紀第3四半期～9世紀第4四半期	覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	158	20号住居	2		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	159	21号住居	15	9世紀第4四半期～10世紀第1四半期	土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	160	21号住居	15		土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	161	21号住居	17		土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	162	23号住居	7	10世紀第2四半期以降	土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	163	24号住居	9	10世紀第2四半期以降	覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	164	24号住居	55		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	165	24号住居	56		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	166	24号住居	64		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	167	25号住居	15	10世紀第2四半期以降	覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	168	25号住居	16		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	169	26号住居	3	8世紀第4四半期～9世紀初頭	覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	170	26号住居	4		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	171	26号住居	5		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	172	29号住居	23	10世紀第2四半期以降	覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	173	31号住居	5	8世紀第3四半期	覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	174	32号住居	20	10世紀第2四半期以降	覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	175	33号住居	1	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	176	33号住居	19		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	177	33号住居	20		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	178	33号住居	21		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	179	33号住居	23		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	180	34号住居	4	8世紀第4四半期～9世紀初頭	覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	181	34号住居	4		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	182	34号住居	5		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	183	34号住居	6		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	184	34号住居	7		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	185	34号住居	8		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	186	34号住居	8		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	187	34号住居	9		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	188	34号住居	10		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	189	34号住居	11		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	190	34号住居	12		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	191	34号住居	13		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	192	34号住居	20		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	193	34号住居	24		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	194	34号住居	25		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	195	34号住居	26		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	196	34号住居	27		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	197	34号住居	28		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	198	34号住居	29		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	199	34号住居	30		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
	199	34号住居	45		覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
					覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
					覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	
					覆土中	土師器	土師器			口縁部～胴部の一部	4/5	口縁部内面に黒着	

地区	No.	出土遺構	遺物番号	時期(遺構)	出土位置	種別	器種	文字	記号	遺存状況	遺存率等	備考	神戸市史掲載 佐野閣遺物
	200	34号住居	46		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「土」			破片	体部外面に墨書	
	201	34号住居	73		覆土中	瓦	瓦				破片	凹面に布目瓦、凹面に編目	
	202	34号住居	74		床面	須恵器	平(転用硯)				破片	転用硯	
	203	35号住居	2	8世紀第4四半期~9世紀2四半期?	覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/5	口縁部外面に墨書	○
	204	35号住居	3		覆土中	土師器	坏(墨書土器・灯明皿)	「●寺」●は山か?			1/7	口縁部外面に墨書	○
	205	35号住居	4		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/6	口縁部外面に墨書	○
	206	35号住居	7		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/6	口縁部外面に墨書	○
	207	35号住居	8		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				4/5	口縁部外面に墨書	○
	208	35号住居	20		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/7	口縁部外面に墨書	○
	209	35号住居	14		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			破片	体部外面に墨書、2文字	
	210	35号住居	13		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「大」			破片	体部外面に墨書	
	211	35号住居	16		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			破片	体部外面に墨書	
	212	35号住居	23		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井」			破片	体部外面に墨書	
	213	35号住居	24		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			破片	体部外面に墨書	
	214	35号住居	25		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			破片	体部外面に墨書	
	215	35号住居	26		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			破片	体部外面に墨書	
	216	35号住居	27		覆土中	土師器	台付皿(墨書土器)	判読不能			破片	体部外面に墨書	
	217	35号住居	39		覆土中	須恵器	坏(灯明皿)	「家」?			1/3	口縁部外面に墨書	
	218	35号住居	45		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	判読不能			破片	体部外面に墨書	
	219	35号住居	46		床面	須恵器	坏(墨書土器)	判読不能			破片	体部外面に墨書	
	220	36号住居	4	8世紀第4四半期~9世紀初頭	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「万得」			完形	体部外面に墨書	
	221	36号住居	5		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書	○
	222	36号住居	6		覆土中	土師器	坏(灯明皿)	「土」			1/3	体部外面に墨書	
	223	36号住居	12		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書	
	224	36号住居	13		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「家」			1/3	体部外面に墨書	
	225	36号住居	24		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「西」			不明	体部外面に墨書	
	226	36号住居	30		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	判読不能			2/3	体部外面に墨書	
	227	37号住居	1		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			1/3	体部外面に墨書	○
	228	39号住居	5	8世紀第4四半期~9世紀初頭	覆土中	土師器	坏(墨書土器・灯明皿)	「土」●●は家か?			4/5	口縁部外面に墨書	○
	229	39号住居	6		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部外面に墨書	○
	230	39号住居	7		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部外面に墨書	○
	231	39号住居	8		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部外面に墨書	○
	232	39号住居	12		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書	
	233	39号住居	21		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「万得」			1/3	体部外面に墨書	
	234	39号住居	22		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	体部外面に墨書	
	235	39号住居	23		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			1/3	体部外面に墨書	○
	236	39号住居	24		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			1/3	体部外面に墨書	
	237	39号住居	26		覆土中	土師器	台付皿(灯明皿)	判読不能			1/3	体部外面に墨書	○
	238	39号住居	29		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			1/3	体部外面に墨書	
	239	39号住居	30		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			1/3	体部外面に墨書	
	240	39号住居	31		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書	
	241	39号住居	32		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			1/3	体部外面に墨書	
	242	39号住居	33		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書	
	243	39号住居	34		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書	
	244	39号住居	35		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井」			不明	体部外面に墨書	
	245	39号住居	36		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			不明	体部外面に墨書	
	246	39号住居	37		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「家」			不明	体部外面に墨書	
	247	39号住居	38		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			不明	体部外面に墨書	
	248	39号住居	44		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			不明	体部外面に墨書	
	249	39号住居	45		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			不明	体部外面に墨書	
	250	39号住居	48		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「家」			不明	体部外面に墨書	
	251	39号住居	63		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			不明	体部外面に墨書	
	252	39号住居	79		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			不明	体部外面に墨書	
	253	39号住居	80		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			不明	体部外面に墨書	
	254	39号住居	84		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「家」			不明	体部外面に墨書	
	255	39号住居	88		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			不明	体部外面に墨書	
	256	40号住居	4	8世紀第3四半期~9世紀第4四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井」			2/3	体部外面に墨書	
	257	41号住居	9	9世紀第1四半期~9世紀第2四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「●寺」●は西か?			1/8	体部外面に墨書	○
	258	42号住居	2		覆土中	土師器	坏(墨書土器)				3/4	体部外面に墨書	
	259	42号住居	4		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/10	口縁部外面に墨書	
	260	42号住居	11・12		覆土中	須恵器	坏(転用硯)				破片	転用硯	
	261	43号住居	1	9世紀第1四半期~9世紀第2四半期	覆土中	土師器	坏(へら書・灯明皿)	「寺」			1/2	体部外面に墨書	○
	262	43号住居	2		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/7	口縁部外面に墨書	○
	263	43号住居	9		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能			1/10	口縁部外面に墨書	
	264	43号住居	15		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				3/4	口縁部外面に墨書	
	265	44号住居	3	8世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「仕」			1/3	体部外面に墨書	

地区	No.	出土遺構	遺物番号	時期(遺構)	出土位置	種別	器種	文字	記号	遺存状況	遺存率等	備考	袖ヶ浦市史掲載 仏教関連遺物
	266	50号住居	3	9世紀第2四半期~9世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(甗書土器)	甗書体「天」			4/5	体部外面に甗書	
	267	50号住居	13		覆土中	土師器	坏(甗書土器)	「内」			1/10	体部外面に甗書	
	268	15号建物	2		P4	土師器	坏(灯明皿)				1/8	口縁部内面油曜付着	
	269	15号建物	3		P1	土師器	坏(灯明皿)				1/10	口縁部内面油曜付着	
	270	15号建物	13		P8	土師器	坏(甗書土器)	判読不能			1/10	体部外面に甗書	○
	271	15号建物	14		P8	土師器	坏(甗書土器)	判読不能			1/10	体部外面に甗書	○
	272	15号建物	22		P4	須置器	坏(甗書土器)	「家」			不明	体部外面に甗書	
	273	17号建物	4		P4	土師器	坏(甗書土器)	判読不能			砕片	体部外面に甗書	
	274	2号堅穴状遺構	1		—	土師器	坏(甗書土器)	「内」			1/8	体部外面に甗書	
	275	1号土溝	1		—	土師器	坏(甗書土器)	「内」			完形	体部外面に甗書	
	276	1号土溝	4		—	土師器	坏(甗書土器)	「内」			ほぼ完形	体部外面に甗書	
	277	3号土溝	1		—	土師器	坏(甗書土器)	「信」			1/2	体部外面に甗書	
	278	3号土溝	5		—	土師器	坏(甗書土器)	判読不能			砕片	体部外面に甗書	
	279	7号土溝	4		—	土師器	鉢				1/10	口縁部に甗書	
	280	グリッド出土	1		—	土師器	香炉蓋			つまみ部遺存	3/5	黒色処理	○
	281	グリッド出土	4		—	土師器	坏(甗書土器)		「OO」		不明	体部外面に甗書	○
	282	グリッド出土	5		—	土師器	器種不明(甗書土器)	判読不能			砕片	体部外面に甗書	
	283	グリッド出土	6		—	土師器	器種不明(甗書土器)	「内」			砕片	口縁部に甗書	

